

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 JAPAN

貞丈雜記

四



73
6188
4



貞丈雜記卷之四

役名之部目錄

- 一三職之事 一管領之事
- 一四職之事 一御相伴衆
- 一御供衆 一政所
- 一御所奉行 一所司代
- 一評定衆 一奉行衆
- 一奉公方 一走衆
- 一五ヶ番



甲次

雜記四



- 一 番方
一 標題
一 國人ノス之事
一 小侍所別當
一 中間
一 中間苗氏不名乘
一 雜色
一 長仕
一 同朋ニケキ
一 格勤
一 小者
一 古之中間小者
一 かさごとの
一 御所侍
一 御未男
一 被管
- 一 武家十一位之事
一 調度掛四ヶ条
一 蔭涼軒
一 太刀タマの役ニケ条
一 弓袋指ニケ条
一 公人朝夕人
一 贈身
一 駕輿丁
一 倉法師
一 仕丁
- 一 布衣之後
一 使節
一 侍法師
一 草履取
一 服上げ手
一 如木退紅
一 押領使
一 代官
一 舍人之事

一前駆

一雜掌

一放免

三ヶ条

一御あり頭

一力者

一足輕

一公方之御小者

一房の比_クひ髪

一馬廻侍

一乗替

一馬部吉祥

一旗差

一鞭差

一御鎧着

一隨兵

一孔子之後

ニヶ条

一念人

一従者

一右筆

一兄部

一仕丁

一御小袖御番衆

一奈良之御供衆

一三國司

一國分奉行

一鷹御坊

一半守護

一家司役

一引付方奉行

一油持

一出車衆

一公方人公方者

一御はうひ方右筆

一弓弓右筆

一唐物奉行

一御出奉行

一御さしの事

一近習之車

一執事代

一高家之事

一年青家老宿老雜掌何誰

官位之部目錄

一官職之事

一補任之事

權官之事

前官之事

昇進之事

一叙留之事

一越階之事

一散位之事

一贈位贈官

一品位之事

一叙位之事

一上卿之事

一長橋局

一口宣之事

一綸旨之事

一宣命

一院

一女御

雜記

目四

一公卿

一東宮

一准后

一位記

一宣旨之事

一內辨外辨

一根政關白之事

一殿上人

一昇殿

一堂上と云車

一遷任

一將軍宣下

一禁色宣下禁色之事

一兵杖宣下

一隨身

一文官武官

一大嘗會

一踐祚

一御即位

一國母

一天子之御事付尊稱品

一寃之御事

一根家之事

一東宮之御車

一位階之事

一官金之事

一位受領之事

一晝之字之事

一太輔少輔之事

一正之字之事

一太夫之事

一四分官之事

一判官

一官位唐名

一太閤

一源氏長者

一淳和院特學院別當

一四品之事

一宰相之事

一如木

一退紅

一公家之事

一位署書之事

一侍讀

一一人のよし之事

一官位故實之事

一鞍負之事

- 一廷尉佐
一情奏
一柳營
一坊官
一外記
一警蹕之車
一又うりへとえ車
一職車
一南殿之事
一三公九卿
- 一女官
一幕下
一大樹
一侍法師
一官勢
一文位勲位
一内侍宣のよみ
一陣之座
一町人之官位
一月卿雲客
- 一上達部
一内と云車
一天子之御車
一新嘗會
一職車散車
一無官之太夫
一受禪
一公事
一内親王
一八道親王
- 一百鋪
一朝の字みかどくすも車
一天子の御嫡子之事
一非參議
一陰陽家
一讓位
一遜位
一訥王
一法親王
一無品親王

一門院之事

一重祚

一御宇

一被官

一被接官

一流外官

一令外之官

一立坊

一立后

一出居侍從

一國司

一八从

一内位外位

一國主

一太守ト云事

一布衣姑

一北面始

一殿下

一木鳥

一番長

一假御隨身

一下崩の御隨身

一兼宣旨

一衛府之侍

一執柄乃事

一拜賀奏慶慶賀

一武家を清花と準する事

以上

貞丈雜記卷之四

伊勢貞友

同

門人 千賀春城

校

役名之部

三職四職ハ義滿
將軍應永五年ニ
走ル南朝記傳ニ
見
鎌倉年中行事云
皆領之執權ト云
事ヲ毎ニ諸人申
ス奈不可然其故
ハ管領トハ只ノ
八段文記ニハ執
權トノセラルト
也然間管領之一
人ヲハ執車ト申
へキ也

一三職トドハ斯波氏
武衛細川氏畠山氏也三家をミス比ニ
家ハ管領職を勤ム家もム故ニ職ト云也
一管領トヤハ執權職也家老の事也尊長卿義詮公モア
執車職ト云義滿公の陽代より改テ管領職ト云斯波
細川畠山の三家も勤メト也管領モアトマク

洞院家記後深サ
院執權錢小路大
御言家頭朝吉田
中納言家經俊ミ
年中納言始大名に附
成記云始ハ執事
聯ト云貞治比ヨ
リ書使ハ始リシ

壹職ヒヨウジ也或說云足利尾張守高經入道道朝云義
詮公ヒロマサ作高經天下之事を管領せしめてあざとあじ
ナリ管領の号ハ起れりたゞくによるゝハ義滿内閣代
不細川賴ヨリユキ之管領職ヨリシムシあり高經入道の子斯波右兵衛
佐義時ヨシマツを管領ヨリシムシスリムナリ斯波の家代ヨリシムシ武衛
トハ兵衛の唐名也代ヨリシムシ右兵衛佐ヨリシムシ任ヨリシムシ故也畠山尾
張ヨシマツ義深ヨシマツの子右衛門佐基ヨリシムシ國管領ヨリシムシスルは畠山細川斯
波の三家を二管領ヨリシムシトモニ三職ヒヨウジとも云

一四職ヒヨウジトスハ山名一色細川瀬州畠山修理太夫ヨリシムシ又四殿ヨリシムシ
衆ヨリシムシトモ云書れ禮焉ヨリシムシスアリ貞衡ヨリシムシ云山名一色京極

赤松ヒロシマツを官職ヒヨウジトスアリ時代より遠ある歟侍所の
別業ヒヨウジを勤ヨリシムシ也

一房相伴ヒヨウジトスハ大名ヒヨウジ内ヨリシムシ多量ヨリヤウを擧ヨリヤウひ房相伴ヒヨウジニ仰ヨリシムシ候
セヨリシムシめヨリシムシ也今方孫諸大名ヒヨウジ房成ヨリシムシの時房相伴ヒヨウジトス萬ヨリシムシト
也殿中ヨリシムシトス房相伴ヒヨウジトスアリ

一房相伴ヒヨウジトスハ建武元年ヨリシムシ兵ヨリシムシ謙食ヨリシムシ房上洛ヨリシムシの時房
相伴ヒヨウジトス人ヨリシムシ也伊勢守家ヨリシムシ房相伴ヒヨウジの分ヨリシムシ一也ヨリシムシトス
子孫ヨリシムシ後ヨリシムシ房ヨリシムシ房相伴ヒヨウジト名付ヨリシムシ之方孫ヨリシムシ房前近ヨリシムシ
矣ヨリシムシ房ヨリシムシ朝暮房膳ヨリシムシ房官仕ヨリシムシ外房ヨリシムシ迎ヨリシムシ房
用ヨリシムシ房ヨリシムシ終ヨリシムシ也今房ヨリシムシ小憤ヨリシムシ房ヨリシムシ人ヨリシムシの勤ヨリシムシ也

一政所と云ハ皆殿中諸政事をはうきる役也管領畠山方為
督のオ畠山式部少輔ト伊勢あるも人比役を勤めアリ伊
勢ある代々政所あり殿中諸奉行諸役人の惣司ヨリ殿中
の諸事諸法度禮儀作法等其事大小事あうす政所乃
務局也政所代ハ蟻川新左衛門所開闢ハ布施下野守
也政所ハ頭也政所代ハ助也モ候くへきり也開闢ハ肝煎
せらやき也あらイ役也

一廊所奉行ハ廊所中の惣奉行表向女中方近の惣奉行也
伊勢守代_{レヨ}政所惣奉行兼帶_{アシタケ}ノ
一所司代_{レヨ}政所代_{アシタケ}ハ貞衡云是職の助也_{アシタケ}侍所ノ名代也

一評定衆と云ハ廿四人あり諸事評定の役也公車方あり
弟の役也貞衡説也

一奉行扇と云ハ貞衡云是を太の筆方と云十二人を評定扇
奉行扇と合て三十六人を公車方諸事を評定役一極る
要を政所へ出でて變定ある也三十六人を多くツナルより
け事非變定を急の依ハ日夜ようもん日々日の勘
査扇へ多か_{アシタケ}公入の通りを書記_{アシタケ}三十六人より判
形をとる不審_{アシタケ}存する者ハ判形セす思_{アシタケ}の詔を書き流
す也_{アシタケ}よつて改定ありて政所へ出_{アシタケ}ス也をい念てのお役も
多_{アシタケ}也

一奉公方右の筆方と云ふ事萬枝書条と云ふ事の方に事各条會
ト中ニテハ奉公方より詞を不申す方トハ脚供底外松著方追
シ做也奉公方右の筆方と云ふ脚供底外松也國特アリ
ハ別做シテ又其行方と云ふ筆方追をトヒ也ト一説在ミニ
一脚走衆と云ハ脚成の時脚道筋又ハ脚筋ナリ脚ハ根蕪人
を打擲レヘキメラキ役也トロトモアホを爲シ繕子
のキスヤズルをもと太刀板をもとはひきをヌチ一尺鞭を打テ
傳供セムシテ也トシモノハ刀劍の部より記ス

奏者と云ふ事也古ハ公方様のキド次と云ふ私の名
トロトモアホをもと奏者と云 海人藻林云近日奉行頭人室内ニ
云次ヲ称奏者ハ傳供無人ノ事

ノ字ハ限天子言事也然則閑白以下諸寮ニ物ヲ申者由次ト

称ヘシ如此事當世以ノ外亂吹也推然順時也可得其意也

一五ヶ番と云ハ殿中は番を勤む人ト云五ヶ番と
云也年中恒例記云朔日より六日までも一番元店番あり
七日より十二日迄ハ二番十三日より十八日迄ハ三番十九日より廿

四日迄五番廿五日より晦日までも五番云番を勤むト云
三日惣番云脚禮仕の条云惣番云番を勤むト云事一番云
リ始テ五番迄番次才脚目云脚也又脚云程脚脚太刀あり
脚太刀ありト先五番前次一番次二番次三番次四番前
めはあるト自余以ニ至テ云萬枝書条と云五ヶ番脚

番頭ト云ハ五ヶ番
ノ事も云五ヶ番
ノ一组の内子
の脚を五人定め
おうせたる人を
さへて委頭ト云
也ト外をハ義方
也ト出妻礼脚脚
脚脚云番頭の
事一書云脚二書
の脚三書の脚四
書五書の脚五
書中旧記ニ五ヶ
番の事も云ハイ
奉公房ト記セリ
乃

通り事者其番ニテ盃^カ勢^カトタキハ然と要領先終候
より大方家の次方^モシム也

一妻方と云ハ右が云ケ妻の事也

又改衆氏云

一節^{セツ}朝^サ裏^{ミロ}と右の五ヶ妻の事也歟中^リ次^ニ記^メス^トリ
第ハ夫節^サ供^サ也朝^サハ朝日也番方の筋^ハ常^ヨ公方様^ハ以^テ因見
か一年始^ス五節^サ供^サ朝日十五日計^シ月^{ヨウ}か節^サ朝日^ハ云
也

室町殿ノ代芻嗣
底ナシムアリ

一探題^{タツダ}と云ハ九州あるハ九州奥^シを奉行する人也^{ソシガウ}
は人^ハ付^フト出^ル也探題の人も國持也

一在國衆^{ヒス}ハ京都へ某勤^シする事ある常^ヨは國住居^シ也

大名^ハ事也

一國人^ト云^ヒ在國^シの事也書れ^スて云宗刑部をழ^シキ^テ彼
津鳴^ニ國人^也云^ヒ此^レ數^{ナリ}

一侍所別^{サムライドロ}當^シ地頭^ハ軍役^ヲ支^ケ配^ルセ^ル也
一^{フシマクニウド}別^サ當^ハ侍^の頭^也勤役^{アシタ}を侍^ト云^ヒ侍^の祇^ハ候^ス

侍^所を侍^所ト云^ヒ其^レ債^ヲ支^ケ配^ル人^ハ別^サ當^ト云

一小侍所別^サ當^ト云^ヒ貞^ハ衛^ス
近習侍番元ノキヲ文配ス
を小侍所の別^サ當^ト云^ヒ成^ル次^ニ古^シ實^シ云^ヒ小侍不^レ用^スの^事
候^ハ其^レの時役人^ハ奉^ス人^をも^ヨ多^シ役^ハ役^人祇^ハ
候^ハ御殿^{ミテ}い^シ事^ハ不^レ役^人を^モ小侍所^ト云

東鑑卷注四承久
元年七月廿八日
辛酉晴有宿待等
革皆雖著到子西
侍當時鄉内不及
手廣之間無待仍

各候小侍可令眠
近守謹由_ス則今

日所始補小侍別

當也陸奥山郡車

時年サニ_ク義教公尚元服記

小侍所當山左馬

助持承着持衣又

義滿公尚元服記

云小侍所山名邵

正以薦_ミ房ハヒタ井ニ斗

發アリシツカ物

船ノ画ニ力者ノ

体ニテヒタ井力

ノ画タリ管領ノ

房ハヒタ井ニ斗

正以薦_ミ房ハヒタ井ニ斗

發アリシツカ物

船ノ画ニ力者ノ

体ニテヒタ井力

ノ画タリ管領ノ

房ハヒタ井ニ斗

正以薦_ミ房ハヒタ井ニ斗

發アリシツカ物

船ノ画ニ力者ノ

体ニテヒタ井力

ノ画タリ管領ノ

房ハヒタ井ニ斗

正以薦_ミ房ハヒタ井ニ斗

一房ト云ハ長刀を持_フ者也公方様_スハ房か一房長刀を持

長享元年九月十
二日江州序陣着
到次才云序義仕
釣源坊春洞坊常
在坊又條ノ國
書云序義仕常
也何モ別愛ノ者
也此私ノ弟ニ遍
照寺の兼仕法師
トアリ拵物ニ云
義仕ハ寺中ノフ
レ流シ法事ナト
ノ難役ヲスル者

一 湯義仕ト云ハシモ煙き者也正月五節朝夕十五時あどと外
御祝式の時殿中湯座をのまし出孤屏風が立絲懸湯
座のひゆうひをする役也道照愚草云以義仕ハ今に
在く伏見殿石自ヒリ者以義仕の子孫也云源平盛衰記卷
是ハ當社ノ義仕法師ニテ侍ル力勝幸ナラセタマフノ由
義リハ間社頭ニ御燈進セトテ奉ルナリ

武家ノ義仕モ刺
鬱也

一 義仕ハ剃髪の者也義仕法師とも云也海人集云義仕
法師ノ事仙洞拠柄家以下被召仕至宿老皆叙法橋法
眼御室門跡不詳僧徒隆然觀音院等皆預僧綱上令着
座云他門義仕連錦叙僧綱欽

一 湯所侍ト云ハシモ湯義仕ニ似くる者ありノ一条ノ閑書也

主殿をハ御所侍ト御義仕ト患皆調ムハ飯の時乃以事の
先祖あらう口傳お侍の人あくハ有絶い事由來見トヤ古キ侍
所侍の一人ありしがよびこゝ時トハト云原平盛衰記卷廿六云法住
人ヲ集メテ
酒呑ケル

古事記卷五云孝
謙天皇建立西大
寺ノ時中界令引
奉同朋せ餘人生
天主ニ身ハ長季
大君ノ妻ヲス也
此同朋ハ同レ明
友トス事ニテ後
世ノ別養ノ奴僕
ノ事ニハアラス
文字ハ同シクシ
テ眞物ハ同シカ
ラス

一同朋ト云ハ剃髪の者モテ殿中モテ諸侍ニ拂ハセ難役の
者也茶のゆをもつてをもつてを茶同朋ト云アリ或說ニ云鹿
苑院義滿公十歳少テ父又おくれちひ母細川賴之丸事ト
成テ義滿公を養育モテ比頼之のもうひもテ法師ノ
をもテシ吳仲の衣服をもつてを僕坊ト名づけ又童坊
とも名づけ何れも何阿弥ト名のイタキのアラム事モさ

せあらととをいもせて敵中をあくとせ諸侍のあぐ者

一弓ひぐきあくと義滿の侍人をもくとめに

貞丈樓童坊ト同
朋トハ別也同朋
ハ義滿以前ヨリ
有之

真如堂縁起云元

享の比而所上人

といひハ偏ニ

余伝ニ偏志ク

アビ岸主門乃

餘儀さまく也よ

か法然上人のお

じ通子ハあふ

一と思ひゆきる

公年比ちあく

用のあく

アビ白河の辺子

在し候て行はる

享・吉氏の御

代也・や同朋の

考シ

レ同朋ト

教へまつ頼みの下公也諸侍の中の侍人あれハ侍童坊とあ
ざ名を付か侍人ども皆歎くとぞや侍へる左ハ童坊

と書くを以て右の比より同朋と字を書くべし也云々

寶筐院義詮公延文二戌甲戌年十二月廿二日征庚大將軍御拜賀

乃傳集内の記尔供奉の行列を以て記すに次隨身馬

上隨身姓名今畧赤き金襴の上馬よ豹虎アヒル尾鞆の太刀滋疊スズメ

尻籠負ひ厚徳の尻鞆アヒル左右を分二行スズメ乘也中畧

其次歩長刀二振歩同朋右同前ノ上馬ニテ馬上ニ持えと見え

肉え義式ニ見タリ
上馬トハ袍ヲスナリヘレ義詮公ハ義滿父の父也然モ同朋ハ義滿

ハうつも以あらずある一也

一歩末男スエ又歩末スエ又歩末男氏云又歩ハシタ衆スモ云

也公方極歩膳スモ又歩膳スモ又歩末男氏云又歩ハシタ衆スモ云

底スモ又歩同朋底スモ又歩膳スモ又歩末男氏云又歩ハシタ衆スモ云

也此事道照愚草スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

底スモ又歩同朋底スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

也此事道照愚草スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

底スモ又歩同朋底スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

也此事道照愚草スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

也此事道照愚草スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

也此事道照愚草スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

也此事道照愚草スモ又歩膳スモ又歩底スモ又歩同朋

職原故ニモ諸家

歩勤トアノ

書ニハ格ノ字也

用ルハ訓也古手

クヘシムトコム

字ナリ歩勤トカ

職原故ニモ諸家

東鑑九卷ニ云召

篠山丹三可候格

勤ニ由被御舍

貞丈云格ノ字也

用ルハ訓也古手

書ニハ格ノ字也

用ルハ訓也古手

字ナリ歩勤トカ

職原故ニモ諸家

「一將軍家ノ義式沙汰應仁の乱ニ後徳有るナ多キ極ム旧紀。
そくナ侍格勤を中居敵系ナラシイ由謙会年中行事有ル
えくア（格勤ヲカクコト）ヨムベシ

「一被管所トモハ古初行而地侍トテ苦トリ也是居往一奉り
う侍ありテ候也其頭ナリ支配トテ免ヘ付シ之彼友ニテ
管サシム事モ也支配を免スル事ナク亦同義也頭ナリ至
一或説云京都將軍の脚代武家の十一位トニ事あり一曰一族
二大名三守護四外相五評定六脚供七申次八垂方
九國人十奉行十一未男也云貞丈按すよ十一位ナリ哉
かの記録ニ足利殿脚代諸侍ノ格式十一位ナリ限

「一ノ事ナシトニテ亦争ヒ書云脚部面扁トニ脚一家の内一
臣少安きノアリ」
「一迎ハ細川治於女瀧及青文の房ト今一人
一義式脚少瀧及也又人ホクニ夜毎ニ紙幅ナシレニ
専用心のくめ夜毎ニ脚寝不ヨシナリ妻をセシムヤシル
論ベニシルハ以一家の人勤られ也

「一調度掛ミニ役ハ主君ヒニ弓矢を持テ脚供ノ役也脚弓
矢ハ主持脚矢ハ箭ナシトニ肩も也義教公厚入服記

調度總一人号胡篠反スヤナゲイヲヒト

東澪卷二十三

子久もア右大將賴朝の作スカモウニシテ二十の筆ヤハシを以てサ

人の歎モロカニ人モロカニ若モロカニあモロカニす、調度總人モロカニ叶モロカニづ

えすと常モロカニのモロカニふすと此役モロカニ候モロカニ事モロカニ當モロカニ村モロカニお

ソモ最勇モロカニの面モロカニ小モロカニ侍モロカニ由モロカニ東モロカニ艦モロカニスカモウアフタモロカニ後モロカニの世モロカニエ

トモ矢モロカニ立モロカニ血モロカニ道モロカニ具モロカニを調度總モロカニ名モロカニ付モロカニ物モロカニあモロカニ七モロカニ事モロカニハ武モロカニ具

トモ部モロカニ又調度總モロカニ書モロカニトモダチモロカニトヨモモロカニあモロカニは

ハ五十九モロカニの郊モロカニノ記モロカニト

一調度總の役人調度モロカニノム別モロカニ候モロカニ一服モロカニを和モロカニひモロカニを

左モロカニ持モロカニ也モロカニ上モロカニハモロカニ馬モロカニノ耳モロカニニモロカニおモロカニト

ア

太平記四中
内侍ノ条
佐々木
鐵前立左衛門
尉高久フタエカ
リキヌニテシ調
度ノ役ニ侯ズト
アリ

常モロカニ時モロカニ上モロカニトモロカニ歩モロカニ行モロカニのモロカニ外モロカニ竹モロカニ左モロカニのモロカニ肩モロカニ

職員随身具ノ部見合モロカニ

トモロカニ着モロカニ也モロカニ裝モロカニ半モロカニハモロカニそれモロカニ襖モロカニ衣モロカニ付モロカニの連モロカニよる

ア

一調度總の役人を將軍家のモロカニ具モロカニトモロカニの東モロカニ艦モロカニ太平記

等モロカニ名モロカニえモロカニア又將軍モロカニ又モロカニ役人モロカニもモロカニ具モロカニす也義教モロカニ行

え服紀モロカニ耽權モロカニ左モロカニ侍モロカニ佐モロカニ義淳モロカニ調度掛モロカニ人モロカニ召モロカニ具モロカニもモロカニよ

リ号胡篠反モロカニトモロカニあり又東モロカニ艦モロカニ宇都宮モロカニ左モロカニ衛門尉モロカニ以下モロカニ六

人調度總モロカニ具モロカニもモロカニ空モロカニえモロカニは調度總モロカニの役モロカニもモロカニア

一人モロカニ都合モロカニ六モロカニ人モロカニ又義教モロカニ也モロカニ服紀モロカニ侍所赤松社
豫モロカニも義雅モロカニが即モロカニ従モロカニの行モロカニ籍モロカニを記モロカニ一モロカニ僕モロカニハモロカニ付モロカニの立モロカニ番モロカニは根モロカニ宿

かて敵を押ス皆調度ヲ掛シ蓋はるぬと先鋒を任する钦

トあり皆トソシ字三十人數あり松あれども一人ヨツヒツセキ

義雅力召レ見ス三十名の侍調度巡

ミノ一人ノ調度然一人ヤ都合三十人ナリ

一御調度鷹モテ唐の字を付テ云ハシ君給御物の鷹弓矢
を帶テ侍供也をス也又一人ナリ勤む也武士のモテ
ハ甚面目とする也御の字を付キシテ是が調度鷹モテ
私ノ調度鷹也武家ニテハ一人也公家ニテハ幾人ナリモ取
ハズシバ差別を解公也

一使節ミテも使者ミテ車也使者ミテソナハ使節ミテ車也
久考観のよリ負衡説也

一旧記トサ陰涼軒トモアタ京都相國寺内ノ寺家の名也トサ
涼軒の位傳東都將軍の以代ミハ殿中ノ事トモ方係出焉
ヘ以勅色の間トハ奏者役を勤ムシ也陰涼軒ハ相國寺
の西堂也

西堂ト云ハ深奥の宮也生世の以代藏主首玉草寮西堂東堂ミハ名也
西堂ナリ私ノ官ナリ東堂ハ禁裏ナリ你有之東堂を長老トモ奉尚無

玉する也文正年中のサ陰涼軒ハ真榮西堂トリケル也

一布衣の役ミテ名ハ布衣ト書てアラシトトヒ也布衣トモ
クシキ服の也特衣トモアラシ太刀を拂テ拂ムノモ
字以代トモアラシ拂車もめす時も同ヘ拂車内拂社系以外
款式を取ムトモアラシ拂車也多々閑書トモアリトモ
キハラ拂劍をうそげ東寺の南大門の前までアラシ拂車

前時子テ出立日ノ
元年八月五日ノ
集云出羽ノ藤次
ニノラ布ア生日申
申レテ申ハハコ用意
後ニ持テトリル後オ持テ云ハハコ用意
トモ云フノ謹也

呂氏
トウイハシメト
所下リホイトス
ハ田舎
トモ云
帶刀役又帶劍役

當我物
吉保金取
箱根以素防ノ金
左右ノ帶刀二行
引手ノ拂開度役
人少人をめで
無文
ナリ端

一太刀をも乃役トテテ多也亦事内ソ社集等多也の時乃
脚借子あり帶刀と書アシモトモテム也太刀をはきて脚
修ムるを云外の所供の所ハ刀をトテテム也太刀をハ我
供の者持ムリ也帶刀の役ハ自身太刀をももてテ脚借する
也大勢左太又はびひテ行列あり也裝束ハかゝれる全篇
手致をオナ也_{近キ} 永享二年七月廿五日義教公に參御用
の時帶刀十二番二行直齒ニ全銀の階をソテ致を押すトテ元
服祀_{マサニ}貞治六年三月廿九日中殿_{ナウテン}以會帶刀十人左
右より番_{エイド}ト曳列_{エイド}キモ系号の一をもと_{マサニ}延文三年十二月廿
二日義詮_{マサニ}公拂參門脚車ノ少先馬帽子李齒_{マサニ}帶劍_{カツキ}乃儘_{カツカ}

五人五人足並五通_{マサニ}セト寶篋院歟四番内ニ祀アリたゞ財
きもくちり口もと_{マサニ}也

一帶刀の役

_{室町及代ハ} 帶劍の役

_{謙倉時代ニハ} 帶劍ト云

東鑑卷三十一

_{嘉慶三年八月十五}

{ノヨリ} 系博守{マサニ}云駿河前司申云脚出之間帶劍之輩者義久元
年正月於宮寺依有事被始此儀是候近々可奉守護之故
也_{マサニ} 義久元年正月於宮寺依有事よハ義久元年三月將
軍實朝公鶴岳八幡宮_{マサニ}義_{マサニ}防の時ハ博守當公曉忍ひ事_{マサニ}
実相_{マサニ}を討ち落_{マサニ}也依_{マサニ}其次の檢軍賴經_{マサニ}の代_{マサニ}用_{マサニ}
の為_{マサニ}帶劍の役人を召_{マサニ}つまづ_{マサニ}事始_{マサニ}くる也

一侍法師并坊官の事宦位乃部_{マサニ}ニ記_{マサニ}

三年ノ侍ニテ
さす馬上ニ
弓袋ニ入テ
内也

一弓袋持ト云役ありゆふらきトヨモ主君の弓袋を

内也

馬上サテおの役人也古ハ式正の世ハ必也役人をめつれらセ
一也建久六年の夏頼朝々入洛の日拂弓袋持一騎具をされ

ト東艦又スルアリゼ外東艦アリタラ

一弓袋差トハ弓袋持ト云事也差ト云ハタクトヨリ弓車ニ弓袋

上ニテ旗ヲ持奉

捧也サケルト云ハサニアケルノ畧誌

主君の弓袋

ミ袋装納

トヨリ車内納メ

持也主君持川役人ハ鎧腹卷アド馬ト馬よ無て持也主君の
馬先ニ有る也後三年金錢餘のまゝ冬ニテ東艦ヨリ之
多ア近世の人弓袋アリト云をめートハシカキモトモキ
スニシテヨリ弓袋を主君の所ニテ御もとと思ふ事もあ
リ

而ナリウカニ世の人の画がまつる繪を乞トヨリ人歩行アリ
一弓袋を主君の頭乃ヒテカキモトキアリトキ事也

ムナリトキ事也古ハ主君持ト云高成沢守古実ニシテアリ
をねひ小者久くめほうわへるちと年暮とすが持

ト

一公人朝夕人ト云事旧記ニあり公人ハくふんトヨモ朝夕人ト
ちやうあやく少んトヨム也公人も朝夕人も公事の時公事ト云事
あづ政所ニテニアヅクイする役人也年中順例起ニ正月吉未
内始の条ニ云禁裏務於庭上爲産次方中里走廊の

太平記卷一備後
大坂羅ニ召捕条
二朝夕難色左右
ニ立並アトアリ

遙乎微小者ら人朝夕以下在ミ又云以裝宋宰領ニハノル人は
キヤテ於長橋殿ナヨクロの車戸カマドの側候のカマドめシタアリ同朋并藤
中納言殿又渡カマド也又云門カマドの門カマド又以御又馬ア也
又殿中日記ヒツヨウニ政局のカマドトテ又義教ヨウコウ陽元服記ヨウモンフクニ奉行人
連署奉書以朝夕ナヨクロニ是爲シタ所ニシテ役員を齋セイ又
朝夕人ヒツヨウジンハ急向アシタマスあゞ時ハヤヒメハあゞ箇カマドを持スル也カマド箇カマド小便
箇カマド也裝束カマド一ヒツ身ヒトハ小便スルふくさかあゞ箇カマドを袴ハラマギの肉スルさ
入スル之ヒツの箇カマド乃中小便スルもカマド也小便通スル也カマド箇カマド至スル小便
外スル漏スル也カマドハあゞ竹箇カマドのカマド作スル口ヒトハ皮スルもカマドを
包スルる物モノアリカルスリ也

一女ヒトおひあタケモトカミ事カミ旧記ヒツヨウナリアリひちやハ非スル出スル今
あウみムとモ同タメ一ヒツげすハもタメとモのタメとモひぢハ青シオ食スル物モノ
をタマシタマ一ヒツ偶タマアリもタマもタマする也シタマアリを美女ヒトコとシタマる
もタマにタマ記ヒツヨウもタマアリ又タマりタマ又タマりタマ又タマりタマ書スルもタマ
アリ何タマもタマ同タマ車カミ也シタマ又タマ女ヒトコもタマ

一隨身スイジンもタマ役カミのタマ官カミ位カミ内カミ部カミよタマ記ヒツヨウス

一如木退紅ヒヨウホウタクのタマもタマ官カミ位カミのタマ部カミよタマ記ヒツヨウス退紅カミハ裝束カミノ名タマ也シタマ如木モ

一駕輿カミテウ丁ヒヂトモカカ輿カミを昇スル者ヒトのタマ事カミ也シタマ

一仕丁ヒヂトモカカハカ輿カミはタマいタマのタマ者ヒトのタマ也シタマ家カミ事カミ同タマ

一押領使カミレウシトモハカ押カミハカきスル也シタマ領カミハカ我カミ物モノアリ支配スル也シタマ使スル

東鑑卷七云鎮守
唐將軍兼陸奥守
從五位上藤原朝

巨秀衡法師出羽
押領使基衡縣又
同卷九云泰衡
文治三年十月隨
父遺跡爲出羽陸
奧押領使管領八
郡

役の字乃意也在慶この守護の爲ニ役人を爲す狼藉者
おもてさへせら慶を支配させりありて役人を押領使と云
也使の字ハナヒトシカモハル一ノナシト云義多役乃
字の少也檢非遠使あとの使の字ヨ同一
押領ノニ字ハ人物ヲカレ
トリスル予ニ押領使の押
銀ハ狼藉もを押
其ノ宰領スル也

源平盛衰記卷四
云左衛門尉入道
ハ西光右衛門尉
入道ハ西景ト
申ケル二人ナガ
テ席藏ノ預リニ
テ福成呂仕ケリ

一藏をあはぐる役人を食法師ト云事末都將軍の脚代
か食をかる入道あり正実坊定泉坊と云兩人也其を陪
食法師ト云東山殿年中行事々々々々年中恒例紀正
月朔Fの条以て供御の儀倣式中畧御食より下行ひ又
十二月廿七日条以てもまひ道奥雜戻を拂ひ食より拂ヤ行

森ミヨハ米穀雜物を入れ拂食をかる役人也芳ハ入道ニア
キノ一か今ノ俗稱の役人あきども食法師ト云也芳ノ祠
の残り立木

東山殿年中行事
年中恒例紀正
事例記ホニ
宇治代官領ノ嶋
本膳トマリ是ハ
今ノ代官ノ類力

一代官トより古ト今勢も也古ハ何より主君お名代を勤
キノを代官ト云今世お代友ト云ハ田舎の農民を支配一
て年貢をうり立算用ある者を云

一古武家モト舍人トシヒハ歴の者ト車也公家モト舍人ト
云ハ大舎人内舎人ト云官の名也内舎人ハ始ハ大臣諸子县
あるある官也後又ハ侍の有る官もあれ天子行幸の時
而後モトも舊も役也大舎人ハ宮中モト雜事も退を便

ノリ役也

前駆と云ハ玉君外、御出の時馬マサニアリ先走る先供乃事也。騎馬少テ歩先をアヘル役也。畿人シキジンと數ハ不定而近ト書テせんぐりスミ也。其の字ハ清スミてくの字を名にとどけて、之而駆の字をハタゞタツモと爲イ也。

一雜掌ザワレツウもあひをつゆ事アヒトシをうりす

やきみちくふ事アヒトシをうり也

上松雜掌アヒトシ旧記コウキ又あり
上松氏アヒトシ家ケニ傳ツヅクハス熱アハラリ

放免ハセバフもス役ハシメ乃事東鑑ヒタチカタ廿三ミナシ云建保六年時軍実朝任ヒタチカタ大將爲拜賀參鶴固隨兵江判官能範布衣革繒ハタケ細尻スリシタ鞞太刀即等三人雜色四人調度掛一人放免ハセバフ四人トモニ有ハサハ判官ハサハ侍所五人肉スルノ一人也

○
刑官ハセバフ也東鑑卷二十四云檢非違使大夫判官累廩東
雜使判官也ハセバフ也下部乃役の名也放免ハセバフ警
帶平鹿ヒタチカタ蒔太刀舍人一人即等四人調度掛小舍人
童各一人看督長二人火長二人雜色六人放免
五人トアリ

○
放免ハセバフ檢非違使の廳ヒタチカタ乃廳トハ役ハシメ也下部乃役の名也放免ハセバフ警
固ハセバフす役也賀茂祭カモハタケイの时ハシメあどハシメも警固ハセバフ也死罪流罪の
者ハセバフ内ハシメ時ハシメも警固ハセバフを勤ハシメ也賀茂カモハタケイの祭ハシメあどハシメも祥ハシメも
持也鴨長明カモハタケイ四季物語ハシメ賀茂カモハタケイの祭ハシメ七条ハシメ放免ハセバフの下ハシメのそ
ざきハシメよほけハシメする事ハシメづく秋ハシメも祭ハシメ百ハシメありかうみ
事ハシメハ漸ハシメ也外相ハシメスルヨリ大奉ハシメとハシメ也
也ハシメへし極ハシメスル事ハシメハ漸ハシメ也

云建治弘安の比ハ祭み放免のけ物ニシテアタ供大
布四ふ湯シテ馬をうりて尾ふハシナアモキテテル井
ノヨリウミツル水平にしけテ物の如アドヒテ皮トメシ
シテスル及ヒ侍イ一あどモ身アリスムルシカシキ侍
シテ老シテ道志道志ハ檢査遣使志也 どもの今セ語イ侍也ヒ比
て物半を送テシハサ ヨリ屋ホトの外ヌケテモテトハ木シモ
シ多クつけて左右の袖を人ヌカセテモテトハ木シモ
ユナシイキツキシテシハサ ジアラミニハシタクシテ一尺素往
來シハサ 賀茂祭テウノレモ 廳下部皆當色犀鉢持以金銀風流付于衣裳
候シテ 廳ハ檢査違使の役也下部ハ放免也け物トシハ

放免シテ 水干の神ニ作イ花等外色ニ作イ物をとも
付テ風流シテ 等の外物の為ニ作る也袴シテ け物
キナリ也古き繪ニシテスル

一放免シテ 檢査違使廳内下部の役の名也シテ 祀事シテ
源平盛衰記卷十三モ会宣信連戦ノ条ニ 云兼成シテ 下部ニ金武シテ 放免
アリ究竟の大力大腹巻シテ 左右の小モト一打刀持シテ 而食
シテシテ 兼成、明法博士シテ 檢査違使判官シテ 兼成シテ 人也
又盛衰記十八文覺流 云院シテ 廳の下部二人付シテ まくシテ 中間
廳の下部放免二人も下向シテ まくシテ が下畧シテ 又同卷
金とんシテ 五条天神の多居場倒シテ まくシテ 放免の中子

刑部亟明置アキスとスカム男三右の丈をひき放棄へ檢査違使

の廳の下部乃官くちきりが前アヘン「檢査違使の官位の御記入
廳トハ役所アキスナリ

一女中の役名旧記よりあかぢらと云ハ中膳うぢら也仰あらこも

云ハ中膳うぢらと云ハ中膳中旧記よりアヘン「アヘン」仰あらこもや

初物ニテソシテモ歎美アラマウタもものもアヒクヘリトアリとある

タツ書ハ女中アラマウタ中うちきみぬアラマウタタタキアラマウタ」タタキもも

モアハナリトアリ五次アラマウタナリ

源平廬表記卷十
二院鳥羽篠房

条ニ云公卿殿上
人ノ候奉スル一
女チナシ比面アヒク
力者金村
助郎ハ君ハイツ
加葉舟テ何

一力者ハの筆を書、云公卿様上以中間よりあら房同
前 諸大名以下長刀を
持スル者ヲ唐ト云長刀者も御車を門前アラマウタの脚力者主
又云ひもアヒメアラマウタわれ小町へ門前アラマウタの力者等アラマウタよま

トキナラセ玉
ヤラントテ内車
ノ後ニ下膳十レ
ハカキテギレテ
陸アシカリケルアシ

又屢中日記ニ云正月二日ハ財のうり、ひきりて車アラマウタ、
又屢中日記ニ云正月二日ハ財のうり、ひきりて車アラマウタ、
又屢中日記ニ云正月二日ハ財のうり、ひきりて車アラマウタ、

室町記アリ云應永廿九年壬寅十二月廿一日為大佛所極以代

宣教所據ハ懷宮、佛業龕自而佛所山土先之室
青株アラマウタ自三寶院被進ト云アラマウタ三寶院ハ
師
行車ニアル如レ
力サレタリ
但太刀ハカズ腰

門跡の力者多くあるハ是也屢中日記よりねあべのと

一力者うちくる室アラマウタア力者ハ其の出家よりく
要一ト力者所を一門跡を奉る者多か力者と

也実の生家シロみハあくまく也青法師セイヒとすも青ハ衣裳宋のき

きもと也又同記應永三十年十一月一日の条ニ歸興カガストモト

同二日の条ニ興

力者十二人白

トアリ皆矣を云

源平盛衰記卷十
三信連翻ノ条ニ
迷脛女乱レ入テ
サガレ奉レト下
知スエ

又同十四卷三井
寺金酒ノ条ニ足
姫二三百人法勝
寺ノ北サテヨリ星
三多何原祇園ノ
邊レテ在宋ニ火
ヲ放バトアリ
太平紀美術六秀
林兄弟討死ノ条ニ
一浦ガ足姫ノ野
武士三百人両方公
城ト田ヘ主僕丁
被レテ安ヘ載ニヨ
ト

力者之年追加
源平盛衰記四十
五卷内大日京上
ノ茶地藏冠者ハ
中間十力法師
ト云力若ヲ友時
ニ相見シテ進ケ
シム上古ハ公
家諸家ニ力者ヲ
京都將軍家ニハ
力セ長刀持セラ
ルニハ門跡ノ
力者ヲ借り用ヒ
ヲレレ也

赤面ギリあきハ火をり參テ補室をみどる事ハシム
強盜トリズアカムためハ前代未度の事也下署モト搬り
揚する方其是時トシテ老ハ軍陣カウキヤウ之諸方の悪黨をめ
シシテ正トシトクセくる事と真カウキヤウ兵施剛カウキヤウカトアヅケシモ
シモ廻りモトシテカム足姫サンブ之名付シタマヘ一何れも山城
夜盜の額威也

一公方の脚小者シロの名ハ何矣ト付る也諸家シロても固若石成記
古實シロニ小者多有シあり永祿十一年朝倉義景亭ト以成記
脚シロ者右ノサキ熊若鷹義左ノサキ梅若千足トあり貞助難
記ニ云

脚小者ヲ川小
人トモナガリ

雜記四

十九

一房の元の役の伊勢加賀も貞助返答と爰徳の房ハ幼
きい勢か。其外ハナリ。至都將軍時代の人ハ異様とよ
き。月代。物變うかし。あすも變あり。がる。爰領
の房ハアハヒ。あの變をさる也。是用あや。の為詳。詳
爰領か。ぬ常のくのめつ。房ハ常のごとく。かく。爰變を
可トす。アリ

一馬廻車陣二段三。近習の侍也。永正六年五月十五日惠林院及_{義植}細
川右京をまへ。路出ノ行刻ノ中ニ。御内書の文言。就今度敵土張_{シテ}。候。
年。馬廻_{シテ}諸候。二無_ニ。如在通_シ及_シ食_シ。左以_シ神物能_ク
可_シ。夜寝_シ。也トアリ。

一乗_{カタ}。役あり。原平盛衰記卷廿七。信濃横田川。兵部を便ひ
キ。本尊_{シテ}。トムトモアリ。ば外_シ。トモアリ。事。足
アリ。是_ハ。軍陣の時大將のアリ。勢_ハ。馬をあらうとする侍
乃_ハ。事をひふと空くアリ。

一馬部吉祥_{メブキヤウ}。役。又同卷同章二金剛經。小督局。馬部吉祥二人。
同卷文覚流源ノ条ニ有り。馬部吉祥_{キヤウ}。馬部吉祥_{キヤウ}。馬部吉祥_{キヤウ}。馬部吉祥_{キヤウ}。

馬部ト吉上トニ。ワナリ。吉上トモ書也。古今著聞集卷十。吉上トモ書也。七ニ近衛左兵衛
の陣の吉上皆星。ヲ園ケリ。禁相_シ。ニモ吉上アリ。

一馬部吉祥_{メブキヤウ}。車既_シ。前_シ。も記す。馬部ハ廻の舍人の別号。ナレ
ヘシ。廻_ハ中間_ニテ馬の口取_シ。者也。吉祥又吉上とも書_シ。
モハ皆假_シ字也。愚按。黄仕丁_{キジナラ}。黄色ハ無位の者也。
脛の色也。仕丁ハめしき者。車_ハ無位_モ。黃色の精衣。

是より下邪の考証事あつて

東鑑卷九 奥州攻
ノ条三脚旗差見
タリ 盛衰記卅八二中
納言ノ侍ニ盛物
太郎頼賢ハ究竟
放ノ矢ニ旗差頸
ノ弓上手能引
ノ骨ヲ射サセテ
馬ヨリ落ツテ
後三年、鎌ニモ
旗差、侍鎧着テ
馬ニ東テ旗ヲ持
タリ 盛衰記卅六二云
旗差ハ秋ノ野ス
リタル並番ニ洗
革ノ鎧キテ鹿毛
をもとすをもとす
る石俄子阿丸
リモトモとくさ
水のみうりよ
一鞭差内車平治物語義朝敗北ノ条小云義朝
スナサレ くくタクシテあつれ
信玄あるとのいはる乳付もとせ也

源氏ハむちも一すゞもあらず妙者、あき物ウホエー鞭ハ廄、竹等
人さす也供立日紀、云式ノの旗、すみ用ハ鞭ニ筋用ヒ一箇、
うの木の内、又今一箇ハうの上すすす一箇ハ廄者さす
一云、又云家、うち舍人鞭、すすす桃花葉葉云一条藤良等、
作ナリ
鞭舍人指懷中ニスヂカヘ、狩衣乃右脇、乞取所をもス也、或
右も左も持く、或指頭紙カヒシ、実房、主人束帶ノ時自ラ鞭、稀々
也云、

一脚鎧着、云役ハ主君の脚鎧を名す脚供、もる役也、主君
脚鎧を名す脚ハ、やう脚鎧をぬぎて、足セトス役人也、文治
元年十月廿四日南御堂シナノミドウ勝長壽院ト号ス、供養を遂トク、賴朝御出内

佐木は左衛門尉高綱湯禮着役を勤む比時高綱服箱
を禮の上よりあててあへるを多く見てあやめりてとこうて
ありやるは小倅へ童波付すも爲め告ぐれ、高綱嘆う
ま君が侍鎧を身する日ハ若車ある時先服箱をみて進
まき者也外る方服箱を拂禮の上よりする也是を難む者
ハ勇士の故実をりきこすへども也よしと一車東籠巻く五段

えもア御官持ト云役アリ東籠ニ所ニモ

將軍ノ御官ヲ持ツ役人ナリ

一隊鎧着拂旗差拂調度掛拂弓袋指印上りの役ハ五箇
量を握てか伊食衣あるよナクハ武士の面内とする役也東
籠を身にすかく

一隨兵と云ハ將軍家拂邦朝の拂衣内拂拂架トハ御官位イカツ云
云拂素内トハ禁裏イカツヘ入アリ又ハ拂社以爲拂等ハ財よ式正行列を立
さるゝ財名ある武士幾十駕も幾十駕も甲冑を身にす拂
供するを云何とも拂て外の拂供の面々ハ水干塵岳御衣
素袍等の裝束也隨兵ハ主君をも護ふる役ありか甲
胄を身にす矢を帶て拂供する也頗綱の拂と隨
兵ハ三徳を兼ね拂する者必し役拂也コウ拂をトハ三徳とハ
拂代乃勇士代く武ち馬の達者客儀乃拂拂客儀ハ多きも勇
氣イカツ拂代と云ひもと拂ユ殊ハ警衛イカツモルの特イカツ用意イカツト云
右朝の羽林鑑卷せらよ見え

子ノ字摩書
テハヨリレトヨ
ム異音ニテハ
ジトヨム

一孔子の役トヨハ殿中トヨハ正月評定始トヨハ時評定方トヨハ諸役人トヨハ列
席トヨハ將軍家トヨハ士師トヨハありて評定始トヨハ規式トヨハありて時役人トヨハ
闌トヨハを立トヨハ闌トヨハよりする人評定の發言トヨハありて闌トヨハを出トヨハ人
を孔子の役トヨハも闌トヨハの役トヨハも書トヨハ也孔子ハ闌トヨハの字トヨハを二字トヨハ書トヨハ
よ追トヨハの事トヨハより外トヨハ子細トヨハありき事トヨハ也闌トヨハを孔子トトヨハ書トヨハ也例明
月記室町記東鑑等トヨハ見えアリ闌トヨハを書トヨハる所トヨハもあり闌トヨハ
用トヨハサハ孔子の二字トヨハをもむ也

コウシトハトキモアリ

一闌トヨハを孔子トトヨハ書トヨハる例古書トヨハより定家卿の明月記、貞永
二年正月廿一日昨日小了トヨハ東馬場トヨハノ庭内府大将久瀬トヨハ以孔子賦分左右勝方左
又云文晉二年十一月三日興心房詔給實有右出門尉が算通

能經光殊請撰孔子賦トヨハ盆○東鑑卷四十七康元二丁巳八月廿一日曰大慈寺
供養曼奈羅供大阿闍梨等事有評議中界四人以孔子賦被
定トヨハ○東鑑脫漏タフロク元仁二年乙酉三月廿一日於御所取孔子致經營結構引出
物等トヨハ○室町記卷二應安五年正月十日曰御評定始中界孔子津戸左近

將監是闌役人ヲ云又正月十二日御評定始中界孔子諷方左近將監又同七年正月十
日御評定始中界孔子飯尾右近將監安外毎年孔子トヨハ月廿二日次御評
定被始行之中界闌トヨハ子飯尾右近將監安外毎年孔子トヨハ月廿二日次御評

モ闌トヨハ事トヨハ孔子ト書タル也孔子漢音コウレカジ假字也
一國司守護領家地頭の事圓司トヨハ事トヨハ摶裏トヨハ付トヨハ
公衆を諸國へ下しテ其國トヨハの惣支配トヨハすとトヨハを之

委細ハ官位ノ部記

守護と云ハ將軍家ナリ乃伊付武士を諸國ヘ下シテ
其國ノの惣支配をあらん人を云領家ト云ハ諸國の内ヲ家
衆の領分ヲ支配人云地頭ト云ハ武家の領分ヲ支配人
者を云古ハ國司領家ナリモ護地頭ハ無く也鎌倉後朝
ノ乃時ナリモ護地頭ナリ太平記卷一武家ナリ公
家を蔑マリナリモハあタキニモ所ニ地ひつよくして
領家ハよもしく國ミモ護事ナリト國司ハ憚リサムニ朝
廷ハ年々小裏ハ武家ハ日々に密也。

後者ト云ハ人の免ヘクシの事也多くは往々者との小義也
歌書草紙物語ナリナリモすとあるも後者アリ

一御弓場始の時念人ト云ハ射矢の肝煎也肝煎トハ世俗ヲヤクト云フ即射弓
乃奉行也東籠小石ト云見タリ念人ト云事上古禁中禁中
射禮賛賛見タリ新儀式ニモ見タリ

一今世書役の者を祐筆ト云祐筆ト書ハ兆也右筆ト書
か也右筆お事書れの邪記ス召略

一兄部カウコカウヒラ成書力者カウ長也トアリカウノ事事錄倉年中行
事公方様傳向之事中畠兄部ハ御長刀ヲ持ニ妻ノ傳

力者柄長杓ヲ持トアリカウハヒミヤクナリ

一仕丁ト云惣ヘ人のめナシ人夫の事也下郊の者也仕
ナシ也丁ハさうんとよみて年齢壯サカシ者を云老妻ノ者ハワカハレヌ也

四年正月廿日
内納於室町殿
序附國所小袖
則美承程以第時
原承元
承中竹馬記云應
仁ヨリ以前天下
安兵の比より佛
寺の小者ハ皆
一ノ馬にて一羣
佛供する人の馬
此先又走人少ト
の佛社奉事より
附也佛供する也
應仁の比より各
馬の馬は走人ト
あ並べ奈良社
來ハ應仁タ以テ
きづく（一時時
佛供人ノ家ヲサ
レテ奈良ノ佛供
店ト名付ラレシ
也）
（大徳院教尚公長
景延元年九月
近江南郡
被付佐木清
伊賀守退
云ノ家中
）

一佛小袖佛書記永録日記又佛小袖佛書記と云う（ア）

又年中恒例記云第分比条佛小袖比間ニ大豆を自ウ

タル也トテイハ以小袖比間の佛書記ある（ア）

一奈良ノ佛供衆

永録日記
二兄子等

未考室町殿十三代の内奈良ノ佛成

あり一村の佛供の人々をさして奈良の佛供也云欲（又義
政の軍

奈良佛社奉事アリ條々文書云奈良佛社奉事ノ村各こうもとあやうりんのきあふ榜きよお
一ノ被中日記寛正六年九月廿一日南都御下向出御制佛供店ヒヤウモレ上下ヲ同廿二

日南杜集ニ春日ノ社へ佛社奉事此時佛供店ノ家トサシテ

奈良ノ佛供衆ト云々寛正六年一車ナリ

一三國司ト云事旧記又名スノアリ三國司トハ飛彈の國司小姓

路伊勢北畠阿波の國司一寧是故ニ國司ト云アリ

一國分の奉行ト云ハ諸國ヘ段錢（タシマレ）ハ田一壁付テ錢何アド、ワリ曾テ

云ノ高利ト云ニ同レ

其國ハ誰ノトカ分ノセキを國分の奉行トアリトサ

照愚草み名スアリ

（チャウゴボウ）

一廳佛坊ミクニ旧記シ名ノ伊勢因幡入道常東返参

云廳佛坊トハ佛室門内門詔アリ（ハシナキ）ノ事

惣在廳トヨ坊官少ひを略（ハシナキ）廳佛坊トアリ

一半守護乃事秋藤親基日記細川阿波入道和泉守

護赤松次郎法師干時加賀守國も護と名スアリ

て守護トスハ將軍家ナリ又付武士を諸國ヘアリ

其國ノ支配をす人を半守護トしたば和泉

時ノ佛供エヨア
シテ其家ノ一
良ノ佛供衆ト
奈良御奉者ト
フナルヘシ
奈良御奉者應承
廿一年八月廿四
日室町殿奈良御
奉屋同御奉
（ハシナキ）見

國半圓總支配をする人を守護と云ひ一ヶ圓の物を
配する人ハ守護と云ひ

一家司役と云ふ家庭の家老の役を云々教以元服記、家司
役と云ふ事又云う

一引付方奉行と云ひ付所の事也評定所の下司あり政
所へ出で時々の日記を記す古例等を書面も云々趣く
一引付と云ふは時々の日記也引ハ後日の便摺より用ひ
焉々書風也有りノ記一付も也評定の次第を帳面も書
置ヒ立く役を引付局と云ひ

一油持と云ハシ卿參内社番等行列を記する所の油

持とあるハ車の軸ももす底き油をねぢ行く役人也油
とちうと書たりとあり

一出車衆内事車の車を乗て後より脚供ある人より車を借給す
玉乗る人より出車衆ト云ひ河原勸進猿樂日記云上極

伊勢守ノ事ト
ハ伊勢守ノ事ト
「」也

ノ衆ト云スイシヤ也ヨムアソビシモヒトトヨリト書倭名

松云漢書注云副車

曾聞久俗云比度太
萬比

後乘也又花鳥鷄體ニ

土車をハシリ方より駕也とれても人より給ふゆく人詮

あつくる也と云ふ人給とハ車を借り持くるを云也人

給の車と云風きを車を喰して人給と云う事も

たまあり

一公方入省方者の奉公人より脚格勤カクゴ 同朋ヨリ上
タル人也ト事あり公
方者とハ脚力者脚雜色を云ひテと錦糸年中行事小
足見テ

一脚もろい公方ノ右筆ノ事筆ノ閑書云脚もろい方方筆
云此年中定例祀ニ云以脚もろい方より脚返ノ物を
助脚りて無ゆを以て脚もろい脚後ちかくは是を以て
云トトト此脚脚摸也以モロシの同朋筋ハ千足ツ也
又云以返ノのハ云そましの筋ヤヌ以返ノ以遇筋ニ出トミ諸
家モリ拵献上タテ以返れ以多時モ不物を云間て

主に公方脚卒度以後ありテ脚江印也是ハ公方脚脚間
身ヨ取モロウヒナム也依ニ此役を脚摸トすト也ち方物也
足分ニシカ也右筆ハモテ筆行也

一この右筆の事同記ヨリ我右筆下筆及トあり云のみ右筆
ヨミハ外の字也以モロシ方の外を云也外松むきの云也

以モロシ公方脚右の脚物を脚後モトシテ脚也
一ト脚奉行の事同記云ガ物事行モトシテトありテ物ハ廣
土ナリ西ノ東ナリ物へ唐物の善惡上中下品を同別メキ
ある行也是皆以テムシテ足行公家大名等外
諸家へ云々物あり

一佛土奉行力事旧記云文昭十二年正月十日之朝
長卿紀云室町歴年始佛土奉行勸修寺大納言佛土
年中恒例紀云佛土奉行と右力筆方お内寺人佛土
何う仕て座上を发皮を了し馬鹿之云若云佛土奉行
佛土奉行とて卒出を無くもどもをもあすつきや
えきをきらせ手刀を手に是かうむをもあく貞衡
云佛土奉行とて今世の佛同体れあつマニ

一佛土奉行力事旧記云此名目所名前一佛土
云役名堂上をもむり當財の誕生力事乳人佛土上
1年ありと二人役
えりきり佛乳の人とハム生え小兒をだき抱く人也

人母乳をよる人あり事人の人行ひ已奉小
便の財乳をよる人テ生人近め血をかき生長の傷も済
きりとて事あり却てよき者居候ぬめことの様子アリ
一近習と事古事あり事の名あり甘露寺親長卿紀云
二季底と三季底と事四季底海子細今度不一揆又長享
文明十七年五月廿二日近習と輩打拂方と一季底と五季底
三年三月廿日大樹自江州帰佛先陣皆近習一二三季底次
佛小袖評定府供奉と近習と五季底と事あり天
和三年七月廿五日佛條目近習并諸奉行云比近習と
常憲院捕佛一代云万仕合佛役と表多莫若使る重政也

近習也

一觸口くち事走しゆ走しゆ故ご實じつ云永錄三年二月六日兩參內次觸口
四人いのん一人ひと走しゆ是これハ走しゆの内うち脚あしは多同松ひらの如ごとく有觸口ことぶき
定められ事ことありあるアリ慶長九年

台德院様將軍宣下拂ふ拂ふ賀か拂ふ行列ぎやく八書しゆ云

一番いちばん一いっ人ひと一人ひとり一いっ人ひと一いっ人ひと一いっ人ひと雜色ぞうしきの車くるま
あり余よきや拂當家ふとうけみハ走しゆ走しゆあり若雜色わかぞうぞくを以もつり
アラシアラシ唱うたシれしれ也

一所執事代車じせきじめぐら方がた引付ひきわけ云明應三年政所寄人諷方言懷ひら心こころ公方こう方がた所しょ付つけ候まわ之の外ほか走しゆ足あし也よ大刀おほのを止とどく
日ひ文明めいめい一いっ年ねん十じゅう月げつ十六じゅうろく日にち

後守長秀ながひで管領かんりょう一人ひとりヲハ執事じせきトイフト鎌倉年中行車けんさ見みタリ見タリ見タリ是これ是これ是これ執事じせき代だい考かうれハ政不せいふ可こ能のうあるある人のひとの
向むかへざ日の筆頭ひづなを執事じせき代だい定さだめめ一いっ事ことありアリ一いっ事ことありアリ

一年寄家老宿老雜掌何誰代車貴殿伊勢守貞通まこと付つけ車くるま一いっ人ひと走しゆ年中行車けんさ及およ年寄山畠山及宿老同書云伊勢守代何くトカ康富日記康正元年十一月廿日召文條伊勢守代有家政不せいふ代行久ひさニ
衛病老宿老及宿老底シテ一色及およ同斷どうだん之の先さき三職さんしょく四職よんしょく之の形かたち
固者八年寄家老又ハ宿老ト唱こゑフ也其全之家いえハ雜掌共とも
又ハ何なん進すす代だい唱うたフ也被うて管かんづ別べつ也

一高家たかめい事京都將軍家きやうぐん比ひ高家たかめい云各自ひとりハ有あきませや
舊記云々す拂書家ふしょけ又また元和元げんわ年ねんより高家たかめいを定さだめ

おれのあゆみやえ和元年より家を初りハ大澤兵部
輔基宿吉良上野外義弥大澤右京亮基重七三人之作付
初り一ノ名ス無イ

宦位之部

宦位の事に附す主と公家の事もあらずせば一役其事の事

一宦より職とも禁中事勅り役職の事也官も職も同様
あるがれどもくらべて官金給は今武ありとも役金給の事
金ありとも職とも官金給は今武ありとも役金給の事
也役金給をもつて勤む官とも役金給をも役金給の事
とも大膳職侍理職侍あらへ職の字侍わざも役金給あらね
官也めばかねざきもつかまづき也上方大内裏内も禁
裏の脚跡跡がもへ廣く大あい一才役金給あり也今ハ内裏
も狭く狭役金給あらぬ形一官もその名もうり職多

位ト云ハ座居ト
立事也座ノ事ク
ヲトヨム座ニ居
ル次ヨハ法也

一位ト云ハ禁中より列席する時度あるのを下をさる爲の法
也一位ハ一參の小座ト二位ハ二參め三位ハ三參とす。萬
子定ト坐くる事也位階とろも伝わ事也

一官至候傳付を仕すト云兵庫人ト傳する伊勢ある伝する
あと云歎也職をも傳付を補すト云侍不別番を補す
ト藏人頭と補す藏人所の役アハ
多取の因アリあと云歎也

一位をも傳付を叙すト云正三位子叙す正五位上子叙す
トあと云歎也始テ後三位下子叙すを叙爾トシ也
一權官ト云ハ權大納言權中納言又ハ何云权助權頭ゴンカ
ヒツコウトシ也權クウトシモトシ足る人數の外より人數を處

ト云也外の官も止まんあらんとぞ

一兼官ト云ハ一、少ニ二の官互注ト一役勤トシ

一前官ト云ハ前人六納言前陸專守あと云せたゞハ大納
言ト大納言を辟退ト一位バナラシ官あき時前の大納言
ト云也外の官も止まんあらんとぞ

散位ト云も派參儀とも右ナ前官の事散一位ホ
サニトヨムヘレ

一官位昇進ト云ハ官位ほゝ上の官位ト云みのみがゆを云也
進の字あらかじめと云ふ事也

一越階ト云位よの有る小形よの有りすして一級越て上づむ
がゆを云量と云正四位下より正四位上よの有り從三位

のある順也死まよ正四位下より卒後之位は叙一と正四位
上を飛越するがるをもろ也此外もおもよへて九一位乃至
次第左のとく三十階あり階字ハキミチヨウナリ位ニボルハ

正一位 従一位 正二位 従二位 正三位

従三位 正四位上 正五位下 従四位上 徒五位下

正五位上 正五位下 正四位下 徒四位上 徒五位上

正六位下 徒六位上 徒六位下 正七位上 正七位下

従七位上 徒七位下 正八位上 正八位下 徒八位上

従八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下

右の如く正一位の正の字神の位の財すもろの位乃財す

曰くノイ云事多也正二位以下も同

一叙箇と云ハ官位ある人一級上の位すのがくと官、ふのかく
あるをもくと位をもくとあると官のがくとづく也

一相當と云ハは官ハ比位より定うて官より位より相當と
云をう也また官より位より相當と云をうと官より位より相當と
云也輩と云太政大臣ハ正一位従一位左大臣右大臣ハ正二位従
二位大納言ハ正三位中納言ハ従三位中納言ハ正三位中納言ハ正三位

もくとづく也

一贈位贈官と云ハ死する人は位をもくと贈位をもくと贈
をもくと贈付を贈官と云贈ハをもくとよむ字也死する官位

を送り終也

一官の役員はもとより職掌も

一品二品とは親王の脚位也一位二位と云ふ同輩ある事無く
縣トハイナカノ
事也諸國ヘソカ
バサル、國司ヲ
体舟ル、故ア、カ
タメシ、云
一除目と云ハ官を任せしる財の政事也正月、縣戸の除目と
て諸國の田畠を徴求し秋ハ京官除目と云即ち天子
を官より徴せしる又除財除目と云財子行之事もあり
大臣ハ除目的財任せず節會を行ひ任せしる也伍大臣
會とも

一叙位と云ハ正月五日六日の比より是ハ人臣の位を徴付時
た政事也近代ハ叙位除目と云ふ爲て行ひれず

一節會と云天子が開あく御前より臣下より賀禮をやれ
佛酒宴わたり元日の節會白馬の節會謂歌の節會豊明
節會立后節會立坊節會伍大臣節會ありテさあ
あり其形式ハ西宮紀此山椒江家次第公事根源後醍醐天
皇年中行事ありて書かれてあり畧く
一上卿と云ハ大臣中納言の内何者よりも禁中の公事の奉行
を勤め人を立て上卿と云也公事と除目叙位之外
吉奉行ノ公事ヲ上
ハト中納言ヲ上
上卿ト云大臣中納
百ヲ上卿ト云
一内弁外弁と云禁中公事を行ひ日の中行を内弁と云也
ナインゲン
○史記周本紀曰王

以上卿礼管仲云

あひち上卿のゆ也外并ハ内侍の次より内侍のゆをもひす
侍役也是も常よりありばら當り計しよ也

一長橋局と云ハ勾當内侍の事也女中也女中より内侍司と云官

あり天子の御側より勤役也もうち尚侍と云うて次の次を
典侍と云は次を掌侍と云この掌侍は又人の内侍の

掌侍を勾當の内侍と云勾當内侍の居より役所の名を長
橋局と云殘三人の掌侍より兵を付けて原内侍藤内侍
ど云也又人の内侍より新内侍と云勾當内侍勅を
うけかく書出文を女奉書と云沙門醫者等の官位ある
が勾當内侍の名次より上卿より傳する也女奉書の事も

内侍宣とも云也

内侍宣ラタインセエトエフハ
又別ノ事ナリホニシルス

一攝政閔白と云ハ二の名也先攝政と云ハ天子御切少欲又ハ女帝

閔白ノ二字あ
クモリナリホニ
ゆ天子の政事
をもつて
きあつて
く

かく御多事ハ大臣なる人以下しうもて天下の政事を取
行ふ人を云也板ワ幼少の天子十五の四年まで御少しうも
勤て十六の四年より御少しうもて役をやめて天子へ留め政
事を行ひゆべからず其後又以て御少しうも御免る
天下の政事をもつてアキラを閔白と云也比附一重の宣下で
恩厚の財位の以方よりもつてオ一書もよ思度すべき由リ伊勢
閔白のゆを一人の人とも云也天子の年十五まで攝政と云ひ年
十六も閔白と云勤の方ハ同一事也

上卿より仕官の
者又大勢多く至
る役人等会て併
て會す時一度
の上卿より上卿と

一宣旨と云ハ職事の方より職事トハ藏人上卿より下給する状を口宣案と云ふ也

一宣旨と云ハ右の如く職事上卿より下給する財司室の類をまとめて土

一論者と云ハ右より上卿より外記より下給する財官等の類を

一論者と云ハ右より上卿より外記より下給する財官等の類を

受て書て出す状を論と云ふ

一位記と云ハ官位の證文の松威物也位官の者又大臣を初め其
うち主役人列席して評議する所を一度よ寄合する根政
閣白左右大臣大中納言辨あらざり役人の名を書き別をす
つらば人ハ氏功勞よりて比官より仰付とて事を書つて

を位記と云比卷物も天子の御朱印有

一宣命と云ハ天子の敕一札を人に告げずから仰廢の書物
也其宣命をよしむする役人を宣命使と云

一准后と云モ准三宮と云モ同一件事也天子の御祖母を大皇
太后宮と云同御母を大皇后宮と云同御妻を皇后宮
云母を命て三宮と云也大臣あらざり人後よ天子扶養しめ
タリ有る三事と准せば車あり三宮と准せざる事すも
位を准する事あらざり左の三宝の方より禄を准せざり也
三寶の方より禄を准りも

一院ノ印セ仙圓と印も同一印車也天子の印位を准せざり

丁拂院居あまくわうらをト也女中あく女院ト也女院ハ天

子の拂母也何レ門院と云号をあくもふ也

皇嘉門院
十トノ聖

一東宮とも皇太子ともアハ天子が拂嬪子カラ拂家替をば

さすへき正方をア也又ハ坊モアリ春宮とも云

一女御ともハ天子の拂てうみ也後は中宗后家ナカツシマコウガもあくもあ也

御書をハ后宮とも云甲宮ハ后家ありもア也中宗とも

仰書也桓武天皇が時有中宗后アトテ安を尊事は
以參ハ中宗と云后家の事もアリモト也

公卿とも云ハ権政閣白大政大臣左大臣右大臣内大臣ナカツシマも

大納言中納言散一位并三位以上の人々ハ卿也參議サニギヤハ宰相ササシヤ也

佐主も卿とも也又大臣も卿とも云甚ハ少々ハ大中納言參議

散一位系之位以上のみ也第一位ト云宮ハあく又位ざく一位アル人ヒト又卿相とも云也

月ヅキ卿とも云散上人ランニギヤク云雲客ウニギヤク也

一殿上人トハ四位五位六位以下ハ昇殿エイジヤウハアシナスアキドモ昇

殿をアシナシナシテ昇殿する人々を昇殿上人ト云也

一昇殿をアシナシナシテ昇殿する人々を昇殿の上アシナシナシト云

云昇殿をアシナシナシテ昇殿する人ハ白砂の所也又昇殿ある處殿

上の間ある小板塗赤土車をぬり云れ。或半昇殿とも

一堂上タラシより昇殿をアシナシナシテ昇殿する人を云地ジト昇殿也

れきも人を云堂上ハキムトヨシヒテ地下ハアシナシテ昇也

一遷任とも轉任とも云々別の官より車也役事也

一將軍宣下セニゲ征夷大將軍の官をもて付事也

一禁色宣下キンジは裝束の禁色を用ひ事を也あくまでも筆

禁制の色也深紫深紅を上古ハ禁色とおこさざる中占ひ素鐵物の裝束を角の紙や草の拂色をも

さうも云但束帶は附屬する袍ハラマツの裝束は緋毛の鐵物あれども皆不拂色のゆきもあく定すも多物也

一禁色は車輦草紙アチャカラ六位の藏人カミをもあをめくとあれども思遲キシあきらめえもきみハぬあやをうももの多くもあらむせりちうる青色シナガタすけいとくわがうとあくとも又聞

書云カシムとくふねめカシムあげあまとぐるんあくま
のをりカシム指カシムねきをきくまきカシムあげあまとくをの
されよカシム山乃井の大約言カシムひきのくにをうわの
のゆき裏カシムは禁色あり

一兵杖宣下ヒヨウジ兵杖と云、兵具の事也大刀弓箭、馬也隨身ヒヨウジ太刀をもて考矢をも持ヒヨウジ彼あるか隨身をもつて之を兵杖室下ヒヨウジ武官のへ以てヒヨウジ小内隨身をもす也文官へ脚先ヒヨウジはくもヒヨウジあくまく也攝政閑白ヒヨウジ大将を兼ねヒヨウジ隨身をもす事ありすかくもヒヨウジ也太上天皇ヒヨウジ天子のヒヨウジ父ヒヨウジ也ヒヨウジ天子ヒヨウジ隨身

を付年を下す也

一隨身と云ハ左近衛右近衛の官は十役ニ將曹府生番長
近衛ある云役人ありは役人何きと云々もち胡緑を
負ひ大刀をもち大將中將少将ニ付さるを隨事と云

左右馬門等同左左右馬團等同位あらずもれ一つゆ也

一文官武官と云の禁裏内外の事護吏と云武道より至る者
を武官と云左近衛右近衛左馬門右馬門左鳥衛右鳥衛
左馬右馬兵庫などの事皆武友也大臣をもつて武友を名
きハ何きも文官也

一帝即位と云紫震殿と云殿へ皇子出御あり天下

のノキを列せ祝式を以テ天子の御位を下すを云
一蹟祚と云御世をうぎきみづき皇子内を御位と云
かを云蹟祚と云くみむじもじも即位ハ云くみむじも
すじから

一大嘗會と云ハ帝即位の事を日本之神人告ひり以神事
あり禁中にて行なふべし也大神事あり

一國母と云天子の御母を下す也

一天子の御身を玉御と云御頬を天額とも龍額とも云御四を
天慶と云御旨方を宸襟と云景めを敵を與え云感一覺
を敵感と云御立腰を逆鱗と云勘當を勅勘と云物

多御宿御歎を歴覽と云御病を御惱と云御裁許を天
裁勅裁と云御免を勅許と云仰作、論言と云又勅詔と云
又勅命と云御盃を天盃と云御苑名を崩御と云以忌中
を諒闇と云御壽命を宝筆と云御位を宝祚と云御出
を行幸と云仙洞御出を朝勤行幸と云御還を還行と云
他所と云はり今と云遷行と云御自筆を宸翰と云宸筆と
勅筆と云御座所を玉座と云御所を禁中禁裡禁闈
鳳闕大内内裏と云内と云假と云御座ら歎不を
皇居と云御旅宿を行在所ト云御輿を風輦と云御車を
聖駕と云御寢所を夜御殿と云御基所を蒼盤不と云
の御禮と云御拝と云

御膳所を朝餉と云御食料を供御と云女中御部臣と御御
と云御亭を鈎殿と云御臺を勤々と宿直と云當臺日と上
ヨヒと云御あらびを御遊とも宸遊とも云御馬を龍蹠と云
物を上と云奏聞奏達と云禁裏と云御基所を蒼盤不と云
の御禮と云御拝と云

一院と云天子御位を御れまへ也又ハ太上天皇太上帝上
皇あらびと云御所をハ院の御所仙洞仙院あらびと御所
中の事をハ院中洞中あらびと云院御座ら成時當今天子御
位をうきゆ新院と云御前院をハ本院と云御而
完や美を院系と云院の御詞を美文と書くを院宣ト云

御使を院使と云拂出を御幸と云

東宮

をすみし春宮

か由東宮乃御祠を文書を令者と云

親王后宮あどのも令者と云拂出を行ひと云物を由七所

を啟すと云又啓達とも云拂事を拂县所と云

一攝家ハ攝政閑白ある家也天子お内家老の家也清光と
い様家よほしき能く家也華族とも云太政大臣ある家
也大臣家とも云ハ大臣ある家也さきにても大將を兼ねハ
あらず羽林家とも云ハ初中將少將をありて大中納言參議よ
ある家也名家とも云ハ儒學の家とも云辨官藏人頭よりの家也
諸大夫家とも云ハ酒も家もア位五位を極位とする家ニ無量

よりて大中納言近世も云われたか以下家の筋也

一位階と云ハ位のゆ也階、きざむるも位ハ正一位もサ初
位下まで逐々きざむけのゆるも下ある故也

一京都將軍時代の書は官途とあるひまく官のゆ也但諸事
文稿の事をハ官途とよもざる也官途文稿とあり

一受領と云ハ國司のゆを云武藏守伊勢守あらみ類也

一左衛門督右衛門督の字をうみと云ふか也又うみ
ち云左衛門のゆあども云也篆般と書いてうみぞめと云
左衛門督右衛門督あどの人をうみと云ふと云也

一兵部太輔式部少浦あどの大輔をうみと云ふと云ハ子細也

リ輔を志すと云ふと云はあやまつてあやまつ計云つ少輔乃
字を名め娘を名め妻を引ひて稱すもやうもう也

一主水の内膳ふ采女ふあどひハラシミチモヤムトテア全
まう也

一大夫をすと云ふと云ひて云ふ差別あり左京太夫修理太史
大膳大夫皇太后宮太史あどの財ハナリアリ獨りて云也なし
ふと申すて云時ハ五位の事ニ弘安禮節あどゆも五位の事ミ
太史ト書れども左衛尉ハ六位の官也左馬尉も
りくる人五位ニ叙せキテ左馬太史とも也源義經ハ左馬の尉
モテ檢非遠使の判官を參議して五位ニ叙れるか左史判官

ト云ひ也左近將監掃拂助も從六位の官也五位ニ叙せ
左近太夫掃拂太史と云ふ外より何ニ左史と云ふ位ト
上古ハ位田ト云位ニナリ田を除く五位ニ叙せカヘ田ハ町を
除く今ハ無行云め六位より以下ハ田を除くす位也
ヨリ未を云る今ハ切革ニシテ依く五位ニ叙せキテ叙爵
キテ大ニ被摸トケル也

一何事の官かても四分ト云一役ニ役人四人アリ也四分ト云
加ミ、すけ、おも、さうもん等ニ云ハ大頭くまけハ小頭くま
たまけをす。くまけハ一役の内アリセモやさきもあまく役
一役中の内アリト云。くまんハ筆者も役ニ付く諸

書付書き留等をすとくかくと云字ハ卿頭大夫正長官鐵守
ト書くすけと云字ハ輔助亮佑次官み佐吉と云字ハ丞允
尉祿進判官と云ハ錄屬令史主典目志あらう書也官事よ
リイ文字かつてから 職貢稅百寮制要稿

一判官をもんぐると云トもんと云ト名別あり 鑄錢判官

勘解由判友あらうの姓ハもんぐると云也 檢派遠使尉を判官と云
サハモモクルト云也原義經も檢派遠使尉モモクルがも
ぐん松と云ト也

一官位の唐名と云ハ書くと云中勢の唐名ハ中書と云式部乃唐
名ハ吏部と云文庫の唐名ハ武庫と云掃除の唐名ハ西歸と云

類也モ唐より中書と云官ハ日本の中勢の勤方と似るが中
書を中勢の唐名と云也此外の官も皆モセム也日本の官名
を捨テ唐の官名を用ひて有式又ハ名きとく唐名ハことり
職原吹と云書少ありとく京都將軍時代の風俗人の官
名モテナシ唐名をすぶハタゞやまふか多アセ人書記
モテナシ又伊勢守松勢州と云備中も岐州と云家ハ唐名
ハあなきじも唐をすむと云あれハ是モ唐名の例あり
一太閣ト云ハ闇白の父を云也法難あれハ禪閣とも也是太閣
ト持申サレタル時申セ御出家アルレハ禪閣ト申也
考レハ禪閣ト申也御出家云太閣ト云也外ハ禪閣ありの外
ハ禪閣ありの外ハ禪閣ありの外ハ禪閣ありの外ハ禪閣ありの外

一源氏長者と云ハ源氏の内より官位をもつ人を源氏長者と云ふ源氏のくふ限らず藤原ゆも橘ゆも平ゆも官位をもつ人を何氏の長者と云ふ事も天子ゆりゆるある也

一淳和院・粹學院の別當の下に二つの院ハ源氏の学文所の名也
源氏の長者なる人を學文の支配するを別當と云ふ將軍一家
ハ源氏の長者なるよりて淳和・粹學兩院の別當がありて之又學館院と云ハ橘氏の學文にて後世堂上にも橘氏終て以
一依ニ橘氏の長者あり後世九條殿學館院別當は威す也
梅家の社家どもハ橘氏より九條殿に付き隨て官位の願をもつ
トと依ニ九條殿ハおのづく橘氏の長者のめくよめくよ也

九條殿ハ源氏あり

一今時武家の輩に位を叙するを四品と云ふやより也四位と
云づきす也親王の位をハ一品ニ品ニ品あると云無位をハ無品
ト云諸王諸侯の位子孫ヲ云ハ親王の位をハ一位ニ位ニ位あると云也
位令義解タ云親王稱品者別於諸目也トあり親王の位を
品ト云ハ諸王諸侯の位ト云うも有れ世の風俗を隨之
一今武家にて宰相と云ふ本名ハ參議也宰相ハ參議の異名也
關東の人ハ宰相とある所へ云て參議と云ふ事を初めも内
一如木と云ハシヤキ者也白張を爲て公家の供をする者也

西三條紫束抄云
遇紅白丁是華ハ
下部ノ着物也笠
持杏持等ノ着物
也遇紅ハ御家ニ
具スル也義教公
大將脚舞賀次方
云退紅仕丁云

履傘カツカラサあゞを拂タタケの役也白張シロガタと云ハ白布の猶衣也如木退紅スイコウと云
の義教公傳元服紀アラフメトキナリ白張ハニモギリテ木のヤードニス
云もす如木トシキ
一退紅タタケトシキもいやき者ノ服也退紅タタケハ桃色モモイロニ青シオニ布乃
猶衣也それを爲スルか退紅タタケト云也又色赤くサ黒シマツあるにあ
まうれハ真の退紅タタケハあづけ退紅タタケも履傘カツカラサあゞを拂タタケ川役也

退紅 延喜式ニハアラフメト訓アラフメトクン

江家次方ハ荒除トアリ

東鑑卷二建久二
日頃朝ヒタチノ奏狀云
履雜相朝身有其

答之時者自公家

何無仰ムダク哉マサニ

今以被及傷穿主

法師ハセ之忘懲シヨウ奉スル

驚公家ハシマ是皆禁

裏ハシマ指スル公家ト

スナリ

後易羽院宸記二

眞時ノ天子順徳

文カタカタト云也

一公家トハ本ハ禁裏カニシをうちタマト云也今時公義ヒヨウト云同シ一公家

角カツカツト云ハ禁裏カニシの前マジトシふか也

禁裏カニシヲ公家ト云ハ御軍家マヨウジヤヲ公方ト云ニ同シ

今以被及傷穿主

法師ハセ之忘懲シヨウ奉スル

驚公家ハシマ是皆禁

裏ハシマ指スル公家ト

一位署書シヨウカキの事書シヨウれスル御ミタス

一侍讀シヨウドクト云天子ヒメノス傳學文トランクンモント云也其ヒ公ヒ母ヒ子ヒ傳學文トランクンモント云也

一公家ト書シヨウてシヨウびんビントシヨウむムハ天子ヒメノスのヒメノス事モノ也シヨウのシヨウひヒトトよヨむム

閑白シヨウホウの事モノトシヨウうウトシヨウよヨむムハ天子ヒメノスのヒメノス事モノ也シヨウのシヨウひヒトトよヨむム

一官位シヨウのが実ヒツハ官職カクシク秘抄ヒツコウ又職原抄ヒツハラコウ又百寮訓要抄ヒツラシクヨウコウ要抄ヒツコウあゞアツふフ。

うあり併ヒツモ極行ヒツヨウト書シヨウ物屋モノヤトシヨウアツアツ。

一鞞負ヒツブト書シヨウてシヨウゆユいイトシヨウむムせセゆユきキトトよヨむムハあアゆユりリ。

ゆユきキあアいイトシヨウを累シヨウトシヨウゆユばバトシヨウス也シヨウ鞞負ヒツブトシヨウハ左シヨウ衛エイ門モン太タカ。

あり吳名ヒツコ也シヨウ左シヨウ衛エイ門モンハ弓矢ヒヂラシを帶シヨウトシヨウ禁裏カニシの御門モジモンを。

る役ヒツ也シヨウ鞞ヒツハ矢ヒヂラシを入シヨウ物モノ也シヨウ鞞ヒツを負シヨウ役ヒツあアたタ鞞ヒツ佐シヨウ鞞ヒツ。

尉ヒツあアトタ云也シヨウケイヲ今ヒツキエト云シヨウハヤマリ也シヨウ

一 廷尉佐ケヒイと云ひ檢非違使佐の唐名也

一 女官ナガミと書てふよくもんともよひ樹シラカシ木をばく禁中クニノマロに見る女奉スル人の事ハシマツふよくもんともよひ引ハシマツ刀自トジの刀自トジハ禁中クニノマロ女メイの役ヨリをす

アホノ川女の役の名也

一 傳奏チヤンソウと云ハ事ハシマツありぎり天子タケシマト呼ハシマツを云ハシマツ也武家ムカシヤ傳奏チヤンソウ

云ハシマツ武家の用事ハシマツを云ハシマツすよしよするを云ハシマツ也

一 幕下カマカシと云ハシマツ又幕府カマカシフと云ハシマツ皆將軍の吳名カシマノメイ也將軍ハ幕を張カマツキリ
幕ノ字奉り幕ヲモ用同上了其内カミナリ居ハシマツ故ハシマツ也幕下ハシマツはくのもやハシマツ幕府カマカシフの府代字カシマノヨリハ役所カシマ乃ハシマツ心ハシマツ也又麾下カマカシと云ハシマツ麾カマカシハ大將のハシマツ物ハシマツ也日ハシマツかハシマツざハシマツのハシマツ也ハシマツのハシマツ云ハシマツ公ハシマツ也ハシマツいハシマツおハシマツ居ハシマツ所ハシマツをハシマツある

今旗本ハシマツノ居不ラスと云ハシマツも司ハシマツき也ハシマツ但旗本ハシマツノヨリ一言ハシマツ

大將ハシマツノ近ヨ也

一 柳營リョウエイと云ハシマツも將軍の営所ハシマツを云ハシマツ也唐土カシマを苦カシマ漢カンの代ヨ周亞支シウエイシと云ハシマツ大將軍ハシマツあり合戰ハシマツひ出ハシマツ細柳ハシマツと云ハシマツ又ハシマツ陣ハシマツをハシマツ入ハシマツて居ハシマツ柳ハシマツの天子漢文帝細柳ハシマツ拂土ハシマツ諸軍勢ハシマツ安否ハシマツを以ハシマツるハシマツもハシマツもハシマツ外ハシマツの陣屋ハシマツふハシマツ天子の拂土ハシマツすハシマツもハシマツ也ハシマツ門ハシマツを御ハシマツすハシマツすハシマツ用ハシマツかハシマツ居ハシマツすハシマツ天子のハシマツ也ハシマツあハシマツ門ハシマツを御ハシマツすハシマツ也ハシマツ御ハシマツすハシマツ天子のハシマツ也ハシマツもハシマツもハシマツ門ハシマツあるハシマツすハシマツあハシマツ也ハシマツすハシマツ大將ハシマツもハシマツ也ハシマツ門ハシマツをいハシマツきハシマツすハシマツ也ハシマツ

周亞夫カウヤフ守マサニ護軍ムイイをシケイ門ミハシにシトキ天子スノミヤをスノミヤ
う文帝ムニ至アリ用カキひシキをシテめの外シテの陣屋ジンヤの者ヒト
もモあアリもあアリびビすスルメや 周亞夫カウヤフ陣ジン爲ハ大將オウザンのドウ付
きシテ下シタ延用シテ小コトハ誠セイの大將オウザンせシテ感カクトアリ
キシテ柳シロバナ也ハ柳シロバナの柳シロバナの字ハ細柳ザイシロバナの柳シロバナの字ハ陣
屋ジンヤ也ハ右シテの故コトハ事ハ將軍オウザンの所ハ柳シロバナと云

一大將オウザンもハ將軍オウザンの吳名ハ唐土アラシタタカニ者ヒト漢カンの代ハ馬マ異イとハ大
將オウザンあり戰シテ後アフタ外シテの人ヒトへハ我功ワカツもアリ自慢シヨモシ一ヒトもシテひ
あかアカをシテ漏ルルあアリひシテ子ハ馬マ異イ一人ヒトもアリ功ワカツもアリ
ちチウウもアリひシテ自慢シヨモシすス退シテ大オちウる樹ツリーのド下シタ小コトハ居リ人ヒト

あアリうウもアリ事ハ色ハ手ハりリ也ハもアリ大功オウカツもアリとハいシテくムあアリ
てシテするキシテ立シテ後アフタ也ハ義ヒヨウをシテすシテきシテすシテ志シスのシテあアリを
事ハうウ人ヒトもアリ感シテ入シテ大オきウ樹ツリーもアリ也ハもアリ大オ象量シヤウリヤウもアリのシテをシテあアリ大オ樹ツリー
をシテ將軍オウザンの名ハ へハりリ也ハ大オきウ樹ツリーのド下シタ小コトハ居リ人ヒト

一ヒトハ腰ウエスト刀カウルをシテすシテへハつカツ刀カウル奥ウラ歎ハラハラをシテ念シテ書シテ子ハをシテ持シテ也ハ關門カウム法ハラハラ古カウル

奉ハラハラ公カウル者ヒト也ハ坊官ハラハラのドをシテ廳勢ハラハラともシテ云シテ東宮カウルのシテ宮人ハラハラをシテ住シテ家カウル

のシテ候シテもアリ傍シテ古カウルハシテ古カウルハシテ傳シテ也ハ法橋カウル法眼ハラハラ也ハ

別カウルのシテ

ヨリ

一外記と云ハ禁中太政官と云役所の右筆の願也

一宮勢と云ハ右の外記の下ニ左大史右大史左少史右少史と云
右筆あり二人之内少一の左大史の下ニ宮勢と云あり今ハ左
大史一人あり是を壬生官勢と云也

一警蹕と云ハ天子坐脚の時以先もといの所を云也脚取内肉
多モ外へ以出の時も警蹕ありシテハ御車と云也後醍醐
天皇ノ日中行幸は見えアリ又古ハ多モいひ也聲のミ
ラタマギアリ御車ソハ古風ニアリトヨモ足家卿の明月記ニ
アリムアキアリ天子をナム人モ道路モハ公儀ニ附テ警
蹕を以テシタ事ユク書ナムイ警蹕の御車也

の物もあざれ退くより源氏の河海抄又ハ台記等ニ云
後世より御車を御車と云ふ事無也微駕よけりシテト云ふ也
是故実を云アリモアリ也聲もアリテビリト云うとい
ひトヨモアリキありよ人も鬼もあらざきあれ今武家の
先供の者聲もアリテ音もアリハ聲の警蹕の御車ニ云ふ
如クタ也

一文位勲位と云事あり文位と云常の正一位位以下之位
の事也勲位と云ハ勲ハ勲功と云軍事も高名であるを云
トヨモアリ勲功ある人多シ褒美も勲位と云位を以て付之
勲位ハ勲一等勲二等勲三等勲四等勲五等勲六等勲七等
勲八等勲九等勲十等勲十一等勲十二等勲十三等勲十四等

令ニ註ヲカヘタ
書アリ令義解
凡ト云也板行ニア
リ又集解ト云モ
アリ是ハ板行ニ
ナシ

勲一等の人ハ正三位の下從三位の上より庶すと勲二等の人
ハ從三位の下正四位上のより上より庶すと次方ハ委細
令と云書の内乃官位令と云那と記シテあり見ノシテ神ニ
皇正統記云北畠准后親房卿作上古ハ勲功あれど官位はすも
ホウイキ常の官位の外は勲位と云ふ名を有て一等より十二等
まであり庶位の人あれど勲功たゞて一等より五等正
三位の下從三位の上より庶すと云ふと云ふ者、又半位あ
ゆ人ニ通じ兼てゆるゆゑ

云本位トハ文
侍車ト云

一天子の内寝ありと云ふノリヒ起きてをひかむと
り由也、當時在の女嬌、御殿の内をされあつて

ミノトス、夜よ入テ脚襟子をぬくと云寝あると也以
まくひひとあくと云の也又以寝をわすれめどもくと
シキロ大歎子引くと云ふと云い
女嬌ハ女の
役の名也

一内侍宣と書テダイジセコメハニツのよテテかくもと也官位を
内侍付ハ外記、史内記あくと云役人のうもと也すと藏人
頭り上々上卿のタ前ニテス下刻シヨホウ次第シヨホウ下刻スル也然るも内
侍室ト云ハ藏人頭上々上卿のタすと云役人の方の内納小
金人あくと云役人まで下刻するが内侍宣と云也是ハダイ
スメ長播局より書て出女奉書を内侍宣と云也是ハ
云々官職雜錄よりタリ

一職事ニキジ六藏人頭スラウドノトキ勿論五位藏人六位藏人モヂヨミシテ職事ニキジ也早竟藏人の別号あり

一陣ヂヤン乃鹿又左歩ガハシの陣アヅマ又軍陣スルアツの又アユてある禁裏キンリも役人出仕ヒタチ役所ヤクソク列座ザイツもミツの陣アヅマ也陣ハ役ヒタチ也也陣ハ役ヒタチ也ガハ字ナニメかく人ヒトわから立タケルあるかく陣アヅマ也

と云也軍陣の陣アヅマ也

一禁裏キンリの紫宸殿シイテンを南廄ナンテイと云て御宿ゴツク小廄東ヒザハ廄ヒザハと云也御膳宿ヒザハ西廄ヒツカハと云也

一商賣キムラ者官位クマニ文シキ古シキあきアキやありと室町將軍義輝ヨウヒ元源院エンゲン滅ヌルてアリ後誰タレ禁裏キンリ方カタをマサニ

西七代正觀町堂ナナセタガミタカツマチドウ乃ハシモ代ダヘの事モノあり

乞ク仰ウツバせツル者ツルもあく私世スニシタ胡コロコロタの馬膳ハスケンを手タマすタマス後アフタもあくアベテ時トキを寫マサニ商人ソウジン人ヒト若シロ浅アマタもマサニあり一廉カツカ勇ヨウ士シ官カン位ヒジをマサニうけクルりクルすタマス一後アフタ信長シンランの代タタタタタおりアリ之シテ家ハもゆクふクあアリリと云

一三公九卿サンコウキヨウもマサニ唐土カタタグミの官カン少カナあり周クミの代タタタタタ大師オウジ大傳オウボウ大保オウボウ此ホウ三サンを三サン公コウとタマニ又タマニ少カナ師シヤウ少カナ傳トウ少カナ保ボウ此ホウ三サンを三サン公コウとタマニ又タマニ少カナ師シヤウ少カナ傳トウ少カナ保ボウ此ホウ云ヒムカ云ヒムカ又タマニ又タマニ少カナ師シヤウ少カナ傳トウ少カナ保ボウ此ホウ司空シヤウ云ヒムカ云ヒムカ六ロク卿キヨウとタマニ三サン少カナ六ロク卿キヨウとタマニ会タマス九クシ卿キヨウとタマニ也日本ニホンもマサニ太政大臣タガタジン左大臣シバツジン右大臣シバツジン三サン公コウとタマニ大納言オウノハグマニ中納言シハグマニ参議サンギもマサニ卿キヨウとタマニ日本ニホンハ三サン卿キヨウとタマニ九クシ卿キヨウハハあアれアも周クミの官カン

卿相ト五モ公卿
ノエ也

ナアシテ三公九卿トニ也早竟ハ卿トニテ唐めきテ
云詞也 日本ニテハ三位以上を卿トニテ云者ニテ也比照一
月卿 雲客トニハ月卿ハ卿をトニテ云雲客ハ教士人を云禁
中を天ニアシトニ天子を日ニアシトニ有の如くソル也禁中
乃所取之事を雲の上トニ公卿敵士人を御アヅトニ云上
人アヅトニモ皆天ニアシトニテ云故也

一上達部トニハ敵上人を云あり

一百發トニハ禁中之章也禁中ニハ百官皆序をあリテ又百
發トニ也 百官ハナシテ百アキトナシ多クハ富ヒトニカナス

一内トニハ内裏の如ク内裏大内禁闈禁中禁闈禁廷朝廷ある

云皆お亦一事也又鳳闕ナニ重トニモ云也

一朝廷 茄中朝恩 天子の朝政 天子の朝議 禁中ニテ車を
朝シテ云ハ禁中を云之朝の字をみうじトヨム也

一帝王皇帝天皇主上一人皆天子の御事トニ

一東宮春官坊儲君太子皆天子の御嬪子御事あり又皇太子
子ともアキトニ御世つぎト定めぬひト諸侯小づか御モトニ
儀式を云行ヲ立坊儲君太子は仕アス役
人定めムトニ役人を坊官トニ

一新嘗會トニハ年トニ新弟を拂トアリトナカ也御位トニ
キシテ初ト行リトニ大嘗會トニ也大神奉也

御冬液の四位と
云ハやゲリ冬液
ニ仕え之人の
事と來液は本
トナリ

一非冬議ニサンギト云ハ侍をうり少す宮アミツカニト云者ヨ記メモテる教位
乃の也非冬議と書ケテナリはくはくあふがくすむく禁
裏の政事ムサシトトす云もくハ奴スル之役儀シヨウジ勤タマシル
ト云也非冬議の四位シヨウジト云ハ又別の事也右の非冬議の
事と云ふ事也 又大中納

言奉儀シヨウジト云處のゆゑにシヨウジト云
者もしくて官名の冬儀シヨウジト云

一職事散事シヨウジト云車職事シヨウジト云はもゞ役儀シヨウジト云官
のつをつともをも也勿論位シヨウジト云あり散事シヨウジト云はもゞ
べき役儀シヨウジト云及シヨウジト云前シヨウジト云
教位シヨウジの事シヨウジト云職事の二字シヨウジト云めハ職人の事
職事シヨウジの教位シヨウジの時ニハシヨウジト云

一善通事定行事シヨウジト云の事人品シヨウジト云

一陰陽家シヨウジト云ハ其家あり安倍氏アベト賀茂氏カモ也安倍士

伊門イモン

ト号ノメ一賀茂ハ勘解由カンガイ小路コウルト号ノメ又

天文年中公卿姓名見たり

又奉ノ宗々賀茂ハ在ノ室

助

解田小助シヤクダコウスハ今禁裏シヨウジト云南都シヨウジト云幸徳井カウドウイト号ノメ又

音ハ安信アシニト是行車ト云

賀茂カモヲ普通士ノーマント云

無官大夫シヨウジト云車官シヨウジト云四位五位の位シヨウジト云

又記名非冬液シヨウジト云ナリ求冬液シヨウジト云四位五位

又云也平敷盛ヒラシキシメハ官シヨウジト云五位シヨウジト云

太夫敷盛タブシキシメト云也太夫タブト云五位シヨウジト云

一讓位シヨウジトハ天子の傳位シヨウジト云太子タチコト云也

又云也太子タチコト云也

太夫敷盛タブシキシメト云也太夫タブト云五位シヨウジト云

一受禪シヨウジトハ太子父帝タチコヒタチト云天子の以位シヨウジト云也

又云也受禪シヨウジト云也

太夫敷盛タブシキシメト云也太夫タブト云五位シヨウジト云

云也受禪シヨウジト云也

一遜位トハ天子の脚位トキをアリテキキアリトコロ遜位トシ書シく
良ヨウ為メスをアリテシテよシめアリ譲シ位トシ事トシ也タリ

一公車トシハタク禁裏トシ下トシおらアリ脚儀式トシ公用トシの
摠名トシ也タリ今タリ武家トシ争シ論トシ公車トシハアヤシりアシ争シ論トシ也タリ

論トシ公車トシ字トシ高見トシ

一諸王トシ高見王タカミヲホキ高望王タカモチヲホキ經基王ヨシモトヲホキ天子の脚子トシ親王トシの号トシをアリ免タマフ親王トシ其トシ親王トシの脚子トシをアリ諸王トシてアリ名トシ下トシ王タケミコトの字トシ有アリ天子トシ乃トシ脚孫トシ也タリ又タリ天トシ也タリ諸王トシ人トシ目トシ下トシありアリ氏トシをアリ姓トシをアリ名トシ系トシすアリ

一内親王トシ天子の脚娘トシ號トシ内親王トシ

一法親王トシ天子の脚トシ土家トシ號トシ法親王トシ

號トシ脚トシ有アリ方トシ也タリ

一入道親王トシ只今迄トシ號トシ脚トシ陞トシ四方利髮トシ佛トシ道トシ入アリ有アリ也タリ

一無品親王トシ號トシ脚トシ位トシ一位二位トシ二品トシ二品トシ也タリ品トシ位トシ軍トシ脚トシ位トシ二品トシ也タリ品トシ位トシ軍トシ脚トシ位トシ二品トシ也タリ

一皇嘉門院安嘉門院建禮門院トシ天子トシ位トシ號トシ門院トシ號トシ奉アリ也タリ

號トシ脚トシ母トシ也タリ門院トシ號トシ奉アリ也タリ

母姑の隠居所を女院トナリ也またノハ禁裏乃建礼門と云陽門乃邊造ニ女院の御所をもトナリを建礼門院ト云之此外も推して知るべ

一重祚トス天子即位をもぐりテ後又重祚トス天子内御傳よつきすふをも常有ある事には何事何事かありてきし事祚ある事ある事あり

一御宇の二字ある事ある事ある事ある事天下を居めりふ時ももタセ也以宇ハ傳代ト云か也

一被管ト云ハ主官の下ニ支配也。官をもくまくハ中勢省の支配下ニ大金紫圖書寮内藏寮もくの野々被管之

中勢の支配をもる官也

機管の管のまハ竹うちノを
くもくと書く官ノ字ニ附也

一被接官ト云ハ主官ニ付き侍もく官也支配をもすトス其官を接りて仕事する官也是之ハ中勢省と侍従内記あど野々也

一流外官ト云ハ相當の位あき官をもる也

相當の前ニ書く官ノ字ニ附也

人中勢省官掌大政官ニアリ

大政官ニアリ

其掌事は野々官也是之ハ中勢省と侍従内記

あど野々也

一令外の官ト云ハ今ノ云事ニ書き哉もく官也令ハ文

相当の前ニ書く官ノ字ニ附也

其後又元正天皇の代養老年中ニ攝政もく官也職員令アリ

一立坊トスハ天子御世川ぎを定め立つて之御子乃中ノ

天子立つて之御恩墨を撰う以世綱ニ定め也

一立后リツヨクと云トコトコハ中室ナウガウ
中室ナウガウを皇后宮クハウコガウに御位ミテイあるとアリタコトコ云キムカタ也

中室ナウガウハ拂書ツマフ也皇后宮クハウコガウハ拂ツマフきシマフいマシマフ本書ホンサイの事也

一出居侍從イテサレジウと云トコトコハ禁クミ中チモトりて公事コウジを行ハシマス。時ホリは席シヤク小出コソヒラフも侍從也人數ヒンジあリかシあり是シも審分シモンスハ傳ツツジ也又擬モジ侍從次
侍從ジウあリと云トコトコも第セキ會エイあるの時クニは當シマフ小出コソヒラフ但シテ常ヒタチ侍從ジウ
人數ヒンジ不足アリ依リるアリ。不ハシマズ候タマフ也

一國司コクシと云トコトコハ日本六十六ヶ國ロクシシナカク一國イチコクニ六人ロクヒン役人エイジンを有スル。百
姓マサニの諸願モダハシヒ祈シメテ事カタを乞マサニ年貢イニヒを乞マサニ京都カイドウ納スル
諸勘定モカケテを為スル。至軍役シモシヨウジをも勤マサニ也。役人エイジンハ天子シムコより
仰メテ付スル。ハ少家シマツハの中ナカニ人ヒトを無アリひす供ヒタマツ下シテされスル也。一國

小役人コウエイジン六人ロクヒンと云トコトコハ大和國オハク。大和守オハシマツ。大和守オハシマツ人ヒト乃ナ駄タマフ也。
大和オハク。大和オハク。多ハサウエ。大和オハク。大和オハク。大和オハク。大和オハク。大和オハク。大和オハク。
人ヒトと大和オハク。大和オハク。大和オハク。少シマツハ。少シマツハ。少シマツハ。少シマツハ。少シマツハ。
國ノ大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。
諸國オハク。大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。
諸國オハク。大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。
諸國オハク。大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。
諸國オハク。大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。
諸國オハク。大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。
諸國オハク。大國上シマツハシマツハ中國下シマツハシマツハ國下シマツハシマツハ。人數ヒンジハ各多少カタツムリ也。あれとも先
大抵シタマツハ有スル。或ハシマス之タマフ諸國オハク。有スル役エイジンの居スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。有スル役エイジン。

ナリ傳付トキ多キ

追捕使トニハ謀反人柄舊若モアム

後セ勢のまゝ日本國中處て多キナリ

テシテナシ

ア後鎌倉より護職地頭職トアシケテ武士を備田ノ
ミ守護地頭小諸車を五をうへあるか天子より之入
至る國司ナリ付をも用ず武家のソリカバキナリト
是よりて日本國殘じず武家奪ひシテ其ナシ
天子ハ名ナリ日本ナホアリトシテナリ也何事も後ノ
禱會ヘシモアレアリハアリシテ故ナリ也一後禱會
將軍アリガアホ都將軍のナリ信長秀吉アリの代モ初ノ
禁裏ハあリテ墨テ武家ハ年々盛アリ

一八枚とニ事出羽田秋田城外薄暮又ハ安樂使相模國之浦

道記
タトハハ三浦外
ハ相模外也三浦
二居住スル武士
ノ相模外ニ成タ
ルヲ三浦外ト云
又モ以前相模外
ニテ在ノ二浦
ノ大外ト云此外
ソ廣じ知ヘシ

外下總國千葉外上總國又上總外 古三助伊豆國又猪鹿外
ト号ス伊豆國又猪鹿外
賀國又富樫外周防國又大内外遠江國又井伊外是多々ハ、
云侍の面同くする官也 上総又秋田城外薄暮又ハ安樂使相模國之浦

内位外位之事 内位五位下 外位五位下 官職難義云叙位入内シハ外階ナリ内
階ナ入シテ外階シハ五位ナ外位五位ナリテ性の錢ニ老ニ
直ニ位五位下シハ叙一作トテ先外階ナシシテ板位五位下ト
叙シム也叙位の財入内の勘文ナリ外記内階又入セキ者記
シテ矣ナシム也執筆叙シム也中家の外記ハ外階方中一年

以後記申シ清家外記の外階ナ成シテ翌年ナリ勘文ナ
載シ也後五位下ナ外階ナシシテ當財ハ皆思仰上
清家

古ハ五位又何れも侍ノ外正五位上外正五位下ありテ侍作
也ミ古今著聞集卷六部保延元年正月四日朝覲行幸中暑柏
光則多忠方シロキサトコト上薦ウタヒ之の主議定ありタれハ左衛
門衆雅定卿アササキナリエタハ光則忠方同日ニ勧賞コマツシテ
叙爵す多ハ朝臣アソブあるみよりて内位ニ叙す柏ハ下姓コマツシテよりて外
位ニ叙す忠方上薦ウタヒ一トヒナリエタハ
貞文云内位階カモ云外位外階トモ云多モ柏モ樂人ノ氏也多氏ハ朝臣ノ姓ニテ
貴シ柏氏ハ宿スル姓ニテ賤シキミサレハ多ハ内位ニ叙シ柏ハ外位ニ叙シタル也

一國主ト云号上古ハ無く上古ハ國司あり國司ニ青頬朝乃時
前ニ記ス前ニ記ス賴朝乃時
ヨリ諸國ニも護シテを無く先今世の國主のや室町殿力
比モ何處シテの有護シテ称せ一カ

一今世國主の家人又は家子出入りする下官等の者ニシテ人乃事御候
ア大守タイシテト云古ハあきナリ也上古ニハ上総上野常陸のニチ國の有
テ必親王タケシマハ任シテト云也此ニテ國の事ナリアリキ乎材タケシマを親王
を大守ト云上総大守平人ヒトを大守ト云ハアキナリ也平人ハ右
ニテ國の事ナリアリハ權守タケシマナリ也大守トハアキナリ也大守トハアキナリ也
由ハ於以シテ大守ト云也

一布衣始名目抄ニ云太上皇尊號之後始令着御鳥帽子トリハコ云也
太上皇タジヨクハウトヨム太ノ字ヲ除テ太上皇ト云フトキハ上ノ字スモテヨム也同丁也
太上皇尊号トハ天子御位ニ即キ玉ヒテ御父ニ太上天皇ト云フ号ヲ奉リ玉フ也其後太上
天皇ニ布衣始トス事アリ侍在位ノ時ハ御冠御袍又時ニヨリテ御直衣タケシマヲ召スナルヲ御
膳シラヘ天皇二十一年ヒテ後御鳥帽子侍御衣ヲ始テ召ル、ヲ服衣始ト云也侍在
事シテ御帽子侍御衣ラメサルタケシマハ曾テナキ也布衣トハ侍衣ノ事也名目抄ニ侍鳥
事シテ御将衣ノ事シテ記シタマ、サルハ名目抄ノ作者東山左大臣実熙ミツキノ在世

又安康正ノ比ニハ侍衣ヲ召ル、更ハ止テ
序鳥帽子脚立衣ヲ召ル、トニナリシ歟

北面始名目抄云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也

彼輩トハ此面ヲ云也此面

ハ上皇ノ侍ナリ上北面ト云ハ五位ナリ下北面ト云ハ

六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ル、ヲ北面始ト云ナリ

一殿下と称モタヌ唐ゆアハ皇后太子等をモアテ殿下と云天子
をモアテ陛下ト云ム同ニ義也日本キヨモ上古ハ皇太子を指テ
殿下トモア也公式令モズスケアリ御モ後代モハ閔白を指
テ殿下トモア也御アリテ一條院の傍代、御堂閣白道長
公ハ天子の傍外戚カク權威甚強アリシが諂諛ノ人ニ通長ニ
をモアテ殿下と称モアリ能モれアリ以東流例トモアリテ聞
ヒテ殿下とモアヌ矣トモアリ

一木鳥ト云官内事官職秘抄の壺井義知^{ヨレミ}が頭書ニ云木鳥之意傳
說區々也皆不足信用必不可取也春宮舍人之中兼^{ミツル}左右衛門

尉之者是木鳥也兼左者^{左馬鹿}云左木鳥兼右者^{右馬鹿}云右木鳥江家次第

其外實錄所見但木鳥之字義不分明俗說多皆不當也

一番長ト云ハ義教公脚元服記ニ云隨身番長一人番頭八人下

鶴之御隨身五人ト云アキモ近衛府ノ官兵下役、將曹府

生番長近衛ト云役人アリ此中番長近衛を隨身也

トモアリ也番長ト云役人アリ此中番長近衛を隨身也

近衛府より六人アリ也内ハアリ馬の連者有ク似五

人アリ也番長トモアリ也中一人隨身乃長トモアリ

書良二字トモニ
ウト云ナリ

也番長ハ隨身アシタス也是を上鷹の隨アシタス也云あり
一番頭シントウト右云近衛ト云役の内シナリモトウラモチナリ者を
斐頭ヒトウト号ヒカルトハノ随身アシタストシドリ是也中鷹の隨アシタス
トマヨリ公私輸書云フ斐頭ヒトウ底トトロ別也ミテ番頭衆ト云ハ
一下鷹の随隨身アシタストハ是も右の近衛ト云役の内五人を隨
身アシタストシラフを近衛ト計唱て是を下鷹の隨身
ト平近衛もトシラフ隨身也

一假物隨身ト近衛乃随身の如シナリトシズムシ人ヒトを石
ヲセシヤシカクの隨アシタスト

一衛府エイブノ侍シメイト右近衛乃役所を衛府エイブト云衛府の侍ハ禁

中シナリト近衛府の内將監將曹府生番長番頭近衛等
ハ禁裏ノミコトニ將軍家ノミコトニト是近衛の官人也衛府の侍シメイ
禁裏ノミコトニト是武家の人にトシレドモ隨身のトシテソ紙持
矢アキトおひ馬アシト乗スルトか云衛府の侍ト云アリ
一秉宣ヒンセン方カタト事大臣シニシニト任すト人ヒト兼日ヒツ何ナニノ日大臣シニシニト任
事カタト由シテ室ムロト賜タマフト云也平家物語卷一ヒガタト
十一月九日の日秉宣ヒンセン方カタトもシテ同十四日太政大臣タケニシニト任タマフト
臣シテト是ありトテ當日ヒツト任タマフト大臣シニシニの節シケ合ハシマフ
行シテ宣ヒンセン方カタト大臣シニシニト任タマフト也

一併賀奏慶ケイガ慶ケイガ賀ケイガの事此シテモトモ官位之拂禮ハシマフを禁裏

ヘ冬ノ内ノイアラシ事モテカラリ

一執柄ノツハシ乃車攝政閑白ノツハシ執柄ノツハシ也換柄カシハシを取ルコムカム執柄ノツハシ也云也此攝政閑白ノツハシあり給ル家ハ五攝家の防ブフありあり合スル故ソウ五攝家ノツハシ執柄家ノツハシ称ルトトト也

一武家ノツハシ清花ノツハシ準スル事南朝紀傳ノツハシ云應永五年戊寅今
年相國義滿
公也武家の三職七頭ノツハシ走ル朝庭ノツハシの五攝家ノツハシ七清
花ノツハシ三職ノツハシ斯波細川畠山三管領ノツハシ七頭ノツハシ山
名一色土岐赤松京極上板伊勢也ノツハシ

